

出雲市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和3年（2021）3月24日

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 神 門 三千夫

出雲市監査委員 板 垣 成 二

監 査 第 2 0 9 号

令和3年(2021)3月24日

出雲市議会議長様

出雲市長様

出雲市教育委員会教育長様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 神 門 三千夫

出雲市監査委員 板 垣 成 二

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和2年度（2020）

出雲市行政監査結果報告書

公有財産における自動販売機の設置状況について

令和3年3月

出雲市監査委員

目 次

第1	監査の概要	4
第2	監査の目的	6
第3	監査対象事務の概況	
1	財産の使用許可及び貸付けに係る法令関係	8
(1)	行政財産の使用許可	8
(2)	行政財産の貸付け	8
(3)	個別法による占用許可	8
(4)	普通財産の貸付け	8
(5)	公営企業財産の使用許可	8
2	本市の財産事務の状況	9
(1)	行政財産の目的外使用許可	9
(2)	行政財産の貸付け	10
(3)	施設の設置・占用許可	10
(4)	普通財産の貸付け	11
(5)	指定管理者	11
(6)	公営企業	11
3	近隣都市の状況	12
第4	監査対象の概要	
(1)	設置数	14
(2)	設置場所	15
(3)	販売品目	17
(4)	付加機能	17
(5)	設置に係る手続の状況	20
(6)	使用料等の収入状況	21
(7)	年間収入額別の使用料等	21
(8)	算定方式別の使用料等	22
(9)	自動販売機設置者	24
(10)	使用料等の収納時期	25
(11)	自動販売機に係る光熱費の徴収状況	26
(12)	使用料等の減免状況	26
(13)	自動販売機に付随する設備・管理の状況	29
(14)	使用許可等に係る起案文書の状況	32

第5 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第6 監査意見

着眼点1 自動販売機は適切に設置されているか

(1) 現場点検の実施について・・・・・・・・・・ 35

着眼点2 設置に係る事務手続は適正か

(1) 適正な起案文書の作成について・・・・・・・・ 35

(2) 回収容器の取扱いについて・・・・・・・・ 35

(3) 指定管理者における事務手続について・・・・ 35

着眼点3 使用料の算定、減免の手続は適正か

(1) 使用料等の算定方式のルール化について・・・・ 36

(2) 使用料等に係る消費税の取扱いについて・・・・ 36

(3) 行政財産使用料等の調定及び徴収について・・・・ 36

(4) 減免の取扱いについて・・・・・・・・・・ 37

着眼点4 自動販売機の機能について配慮されているか

(1) 環境や利用者にやさしい機能の活用について・・・・ 37

(2) 自動販売機の付加機能の活用について・・・・ 37

むすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

参考資料

資料1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

資料2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

(注)

1 文中及び表中の比率・割合は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、内訳の計と総数の合わない場合がある。

2 文中及び表中の符号の用法は、次のとおりである。

「-」 = 該当数値のないもの又は算出不能なもの

第1 監査の概要

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の対象

公有財産における自動販売機の設置状況

【対象範囲】令和2年11月1日現在で、公有財産に設置されている自動販売機

3 監査の着眼点

- (1) 自動販売機は適切に設置されているか。
 - ア 施設の用途及び目的を妨げていないか。
 - イ 安全対策は施されているか。
 - ウ 回収容器の設置及び管理は適切に行われているか。
- (2) 設置に係る事務手続は適正か。
 - ア 使用許可（契約）事務は適正に行われているか。
 - イ 許可書（契約書）の記載内容に不備はないか。
- (3) 使用料の算定、減免の手続は適正か。
 - ア 使用料の算定は適正に行われているか。
 - イ 使用料や光熱費の徴収は適正に行われているか。
 - ウ 減免の理由は妥当か、減免の手続は適正に行われているか。
- (4) 自動販売機の機能について配慮されているか。
 - ア ユニバーサルデザインなど利用者に配慮されているか。
 - イ 省電力型など環境に配慮されているか。
 - ウ 災害時無償提供など、付加機能のあるものが活用されているか。

4 監査対象部局

自動販売機の設置に係る公有財産及び事務を所管する全部局

5 監査の主な実施内容

出雲市監査基準に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 出雲市監査委員事務局
- (2) 日 程 令和2年11月17日から令和3年3月24日まで

7 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 周 藤 滋
出雲市識見監査委員 神 門 三千夫
出雲市議選監査委員 板 垣 成 二

第2 監査の目的

1 目的

公有財産における自動販売機設置の取扱いについては、本市の過去の定期監査において意見してきたところではあるが、公平性及び経済性の観点から改善を要する状況が続いている。

そこで、自動販売機設置に係る事務手続や、使用料の算定、徴収、減免等の取扱いについて、全庁的に調査・把握し、他自治体の事例も参考としながら検証することにより、適切かつ効率的な財産管理の事務執行に資することを目的として監査を実施した。

2 背景

本市の公有財産の施設には、利用者の利便性を図るため、清涼飲料水を中心とした自動販売機が多数設置されている。

そして、公有財産の使用に当たっては、地方自治法及び出雲市財産規則（以下「財産規則」という。）に基づく行政財産の目的外使用許可が主に行われている。

その使用料の算定は、出雲市行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）に規定されているが、自動販売機については、取扱いが所管課によって異なっているものがあり、同じ自動販売機の設置でありながら使用料の金額に大きな差があるものも見受けられる。

現時点で本市において採用されている使用料の算定方式は以下のとおり大別できる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①「評価額方式」…使用料条例に基づき、土地や建物の評価額に基づき算定②「入札方式」…予定価格を設定し、競争入札（見積合わせ）により価格を決定③「売上額方式」…自動販売機の売上額の一定割合としているもの（例：売上額×10%分）④「手数料方式」…手数料単価に売上数量を乗じたもの（例：@10円×売上数）⑤「その他」…個別法によるものなど、上記以外の算定方法 |
|--|

市の自動販売機の設置に係る行政財産使用料の取扱いについては、平成22年7月1日付け庁議資料「広告事業等の積極的な推進について」の中で、財政部財政課管財室（現在の財政部管財契約課）から、自動販売機設置の契約更新時又は新規契約においては、従来の評価額方式及び売上方式によらず、使用料の増収が見込まれる入札方式に改めるよう、各施設所管課へ検討を依頼している。

【平成22年度庁議資料（財政部財政課管財室）】（抜粋）

2. 自動販売機の設置に係る行政財産使用料の取扱いについて

最近全国の自治体において、自動販売機の設置に係る行政財産使用料を入札方式に改めることにより増収が図られています。

当市では、従来以下の2通りの方法により使用料が決定されていました。

- ①使用する家屋及び土地の評価額に使用面積と規定された率（8.4/100）、屋外の場合（8/100）を乗じて算出
- ②売り上げの一定割合（売り上げの10%）

しかし、本庁舎では、平成20年度から1階と4階にある自動販売機の設置に際して、従来の方法によらず、入札により決定する方法に改めた結果、大幅に使用料が増収となりました。

（中略）

現在多くの市有施設において自動販売機が設置されていますが、今後の契約更新時又は新規（新設）契約においては、入札方式に改められるよう検討願います。

また、本市の過去の定期監査においても、自動販売機に係る行政財産貸付基準の策定や、税外収入の増加が見込まれる方法である「売上額算定方式」について、行財政改革を進める上でも、早期に全庁的にルール化するよう監査意見としている。

【平成 28 年度（2016）出雲市定期監査結果報告書】（抜粋）

（1）庁舎等への自動販売機設置における価格競争の導入について

市町村合併や行政改革の進捗により生じている庁舎等の空きスペースの有効活用の観点から、地方公共団体において個々の行政財産の性質を踏まえつつ有効活用ができることが重要であるとして、平成 18 年の地方自治法の一部改正により、当面、使用される見込みがないことが確実である場合は行政財産である庁舎等の一部貸付け等を行うことができるよう見直しがされたところである。

行政財産の貸付けは私法上の契約とされ、長期的・安定的な貸付けが可能な制度であることから、他の地方公共団体においては自動販売機の設置に関する基準を定め、価格競争を導入することで税外収入の増加につなげている事例も多く見受けられる。

この度の監査における各部局の自動販売機の設置は、すべて行政財産の目的外使用許可方式で価格競争は行われていないが、その使用料設定においては、条例に規定する「市長が特別の事由があると認めた場合」を根拠として売上に一定率を乗じて算定する等、実態としては貸付契約を締結することが妥当と思われる事案も見受けられた。

本市においては、実態を把握の上、競争性のあるものについては自動販売機設置に係る行政財産貸付基準を策定し、現在部局に委ねている許可又は貸付けの判断を、全庁的に統一するとともに、この貸付制度により庁舎等への自動販売機の設置に価格競争を導入し、税外収入の増加を図らりたい。

【平成 29 年度（2017）出雲市定期監査結果報告書】（抜粋）

（1）自動販売機の設置に係る使用料の徴収ルールについて

自動販売機の設置に係る使用料の算出は、出雲市行政財産使用料条例第 2 条に基づき行政財産の評価額を基に算出（以下「評価額算定方式」という。）するよう定められているが、評価額算定方式よりもより多くの収入が見込めることを理由として、自動販売機の売上額に一定率を乗じて使用料を算定（以下「売上額算定方式」という。）し徴収している事案が見受けられた。

売上額算定方式は、同条例に基づく算定方法として定められていないが、本市の税外収入の増加を見込める方法であり、行財政改革を進める上でも早期に自動販売機の使用料を算定するルールとして定められたい。

第3 監査対象事務の概況

1 財産の使用許可及び貸付けに係る法令関係

(1) 行政財産の使用許可

行政財産については、地方自治法第238条の4第1項の規定により、貸付けや私権の設定等を原則禁止としているが、同条第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」としている。

これは、当該行政財産の使用や設置目的を妨げない範囲において、一時的な使用を前提として認めたものであり、目的外使用許可は「禁止の解除」という、あくまで例外的かつ一時的な取扱いであるということを理解しておく必要がある。

(2) 行政財産の貸付け

平成18年の地方自治法改正において、行政財産の有効活用の観点から、行政財産の貸付け範囲が拡大され、同法第238条の4第2項の規定により、行政財産の一部貸付けが可能となった。これは、市町村合併や行政改革により生じた庁舎等の空きスペースについて、長期安定的な民間利用を促進するため、貸付けを可能とした制度である。

行政財産の使用許可と貸付けの違いは、空間及び時間の位置付けにあると考えられる。使用許可が、現に使用している場所（例：ロビー）の一部について、本来の用途を妨げない範囲内における一時的な使用（財産規則では原則1年以内としている。）であるのに対し、貸付けは、現に使用されていない独立した場所（例：行政センターの旧会議室）を長期的（複数年）に使用するものと捉えることができる。

また、当該場所を公用として使用する事由が発生した時など、市の事情により一方的に使用関係を解消する場合、行政財産の使用許可の場合には損失補償は不要だが、行政財産の貸付けの場合には損失補償が必要となるため注意が必要である。

(3) 個別法による占用許可

道路、公園、漁港などへの設置については、それぞれ道路法、都市公園法、漁港漁場整備法など個別の法律に基づく設置や占用の許可となっている。その使用料や期間等はそれぞれ個別施設の設置及び管理に関する条例等に規定されている。

(4) 普通財産の貸付け

普通財産は、公有財産のうち行政財産を除くすべての財産をいう。地方自治法第238条の5第1項の規定に基づき、貸付けや交換、私権の設定等を行うことができる。

なお、同法第96条第1項第6号により、条例で定める場合を除き、財産を適正な対価なくして貸し付ける場合には議会による議決が必要となる。

(5) 公営企業財産の使用許可

上下水道事業や病院事業などの公営企業は、地方公営企業法第33条第3項に、「地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。」と規定されている。

2 本市の財産事務の状況

(1) 行政財産の目的外使用許可

本市では、行政財産の目的外使用の許可について、財産規則第 19 条第 1 項各号に該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる」と規定しており、自動販売機については、主に第 1 号該当として使用許可が行われている。

また、財産規則第 19 条第 2 項、第 4 項において、使用期間（原則 1 年以内）、使用許可決定の際に必要な記載事項等を規定している。

出雲市財産規則第 19 条第 1 項

第 19 条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づきその用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公の学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他公益目的のために講演会、研究会、運動会等に短期間使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。
- (4) 電気、ガス又は水道事業その他公益事業に使用するため特に必要と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

出雲市財産規則第 19 条第 2 項

2 前項第 1 号、第 4 号及び第 5 号の規定による使用期間は、1 年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

出雲市財産規則第 19 条第 4 項

4 財産管理者は、第 1 項の規定により行政財産の使用を許可しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に、前項の規定により提出させた許可申請書を添えて市長の決定を受けなければならない。

- (1) 許可する行政財産の表示
- (2) 許可の相手方
- (3) 使用の理由及び当該使用が行政財産の用途又は目的を妨げないと認める理由
- (4) 使用期間及び許可条件
- (5) 使用料

使用料については、使用料条例第 2 条において、算定方法を規定しており、財産評価額に 100 分の 8（消費税課税対象の場合は 100 分の 8.8）を乗じて算定することとしている。

また、使用料の減免については、使用料条例第 7 条において「使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合において、公用、公共用又は公益事業の用に使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるとき」と規定しており、営利団体や営利目的等に対しては原則減免の対象としていない。そうした規定の対象外への減免は、個別の事情により「市長が特別の理由があると認めるとき」に該当するものとして減免している。

出雲市行政財産使用料条例第 2 条（抜粋）

- (1) 土地の使用に係る使用料の額
- ア 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)別表第 1 第 1 号に該当する使用の場合 当該使用に係る土地の評価額に 100 分の 8 を乗じて得た額(計算した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
- イ 消費税法別表第 1 第 1 号に該当する使用以外の使用の場合 当該使用に係る土地の評価額に 100 分の 8.8 を乗じて得た額(消費税法の規定に基づく消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づく地方消費税の額(以下「消費税等相当額」という。))を含み、計算した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
- (2) 建物の使用に係る使用料の額 当該使用に係る建物又はその部分の評価額に 100 分の 8.8 を乗じて得た額(消費税等相当額を含み、計算した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)と、当該建物又はその部分の敷地について前号イの規定を適用して算定した額との合計額

出雲市行政財産使用料条例第 7 条

第 7 条 使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合において、公用、公共用又は公益事業の用に使用するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(2) 行政財産の貸付け

行政財産の貸付けについては、財産規則第 24 条の 2 に規定している各号の全てに該当する場合に限り、貸付け等が認められている。

また、行政財産の貸付料は、使用料条例の規定を準用しており、目的外使用許可の使用料と同じ取扱いとなっている。

出雲市財産規則第 24 条の 2（抜粋）

- (1) 市の事務又は業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと。
- (2) 行政財産の管理上支障が生じるおそれがないこと。
- (3) 公序良俗に反し、社会通念上不適当でないこと。
- (4) 特定の個人、団体又は企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとならないこと。
- (5) 公共性又は公益性を損なうおそれがないこと。
- (6) 行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがないこと。

(3) 施設の設置・占用許可

個別法に基づく施設への自動販売機の設置は、各施設の根拠法令や条例に基づき許可され、その占用料等は条例や規則で定められている。

自動販売機が設置されている施設のうち、個別法に基づくものは次の表のとおりであった。都市公園及び普通公園では、都市公園法第 5 条第 1 項による「公園施設の設置」と同法第 6 条第 1 項による「占用」とが混在している。使用料は「その他の占用工作物、物件又は施設」に該当するものとして「その都度市長が定める額」とし、改正前の出雲市道路占用料徴収条例に規定する道路法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設「露店、商品置場そ

の他これらに類する施設」の「その他のもの」の占用料を準用し、いずれも占用面積 1 平方メートルにつき 1 月 440 円としている。その他の公園においても、自動販売機としての占用料の区分がないため、都市公園の占用料や使用料条例の規定を準用している。

【個別法に基づく施設の自動販売機設置状況】

施設の種類	所管課	個別法及び条例	許可の種類	占用料
都市公園				
平田愛宕山野球場 ほか 2 施設	文化スポーツ課	都市公園法 出雲市都市公園条例	占用許可	1 月 440 円 / m ²
真幸ヶ丘公園 ほか 6 施設	都市計画課	都市公園法 出雲市都市公園条例	公園施設の 設置	1 月 440 円 / m ²
普通公園				
手引ヶ丘公園 ほか 1 施設	都市計画課	出雲市普通公園条例	公園施設の 設置	1 月 440 円 / m ²
その他公園				
出雲健康公園	文化スポーツ課	出雲健康公園の設置及び 管理に関する条例	占用許可	評価額 (使用料条例)
宍道湖公園	文化スポーツ課	宍道湖公園の設置及び管 理に関する条例	占用許可	1 月 440 円 / m ²
平田スポーツ公園	文化スポーツ課	平田スポーツ公園の設置 及び管理に関する条例	占用許可	1 月 440 円 / m ²

(4) 普通財産の貸付け

普通財産の貸付けは、財産規則第 25 条から第 29 条において規定している。貸付料は市長が別に定める基準により算定した額としており、内規による取扱いとなっている。

今回の監査では、普通財産に設置されている自動販売機はなかった。

(5) 指定管理者

指定管理者による自動販売機の設置については、市の施設所管課から指定管理者に対して行政財産の目的外使用許可が行われている。

使用料は、平成 28 年 3 月 25 日付け副市長専決文書により行政改革部施設経営室(当時)が、平成 28 年度から使用料(占用料)を「免除」として庁内統一の取扱いとしている。

なお、『指定管理者制度の運用に関する方針(平成 27 年 6 月策定、令和元年 7 月改訂、令和 2 年 4 月改訂)』により、指定管理者が自動販売機の設置を行う場合は、原則として 3 者以上の入札(見積り)により業者選定を行い、自動販売機設置により生じる収入は指定管理業務収支に計上するものとしている。

(6) 公営企業

公営企業における行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、上下水道事業、病院事業ともに規定を策定しておらず、使用料条例に準じた取扱いとしている。

3 近隣都市の状況

今回の監査に当たり、山陰両県の 12 都市に自動販売機設置に係る行政財産使用料の取扱いについて調査を行った。各都市における取扱いは次の表のとおりである。

固定資産税評価額又は相続税課税標準価格に基づく評価額方式により算出しているものが 5 都市と最も多い。いずれの都市も自動販売機に係る規定はなく、自動販売機以外の使用の場合と同じ取扱いとなっている。本市も基本的にはこの区分に該当する。

自動販売機に関して規定を設けている 4 都市では、いずれも評価額方式以外の算出方法を採用している。売上額方式によるものは 2 都市あり、いずれも売上額の 10%分（消費税非課税以外のものは消費税を加算）した金額としている。

また、使用料を減免としているものも 2 都市ある。

自動販売機に係る光熱費は全ての都市で設置者負担としており、多くが子メーター設置により実費分を徴収している。また、具体的な計算方法や取扱い等を要綱や内規で定めている都市もある。

【山陰各都市の自動販売機に係る使用料の取扱い状況】

区分	都市	自動販売機に係る 規定の有無	使用料の算出方法	光熱費の徴収
固定資産税評価額	A	なし	【土地】 評価額×3/100 【建物】 評価額×8/100 (消費税非課税以外のものは消費税加算) 【都市公園】 都市公園条例の使用料に準拠	子メーターにより実費徴収
	B	なし	【土地】 土地評価額×4/100 【建物】 (①+②) ×1.10 (消費税) 建物評価額×12/100…① 土地評価額×4/100…②	実費徴収
相続税課税標準価格	C	なし	【土地】 相続税課税標準価格×1.04 【建物】 ①②の合計 建物価格×8/100×消費税…① 相続税課税標準価格×1.04×消費税…② 【都市公園】 1㎡につき1日100円	子メーターにより実費徴収 (年間使用電気料×自動販売機の消費電力量/建物年間電気使用量)
	D	なし	【土地】 土地相続税課税標準価格×4/100 【建物】 ①②の合計 建物価格×12/100×110/100…① 建物敷地相続税課税標準価格×4/100×110/100…② 【都市公園】 1㎡1日につき10円	子メーターにより実費徴収
	E	なし	土地・建物の相続税課税標準価格×4/100 (建物使用の場合は×110/100)	実費徴収 (電気使用量×電気単価)
売上額	F	自動販売機の設置等に関する取扱要綱	次のいずれか高い方の額 (月額) (1)売上金額 (税抜) ×10/100×消費税 (2)【屋外】 土地評価額×3/100/12月 【屋内】 (①+②) ×110/100/12月 建物評価額×6/100…① 土地評価額×3/100…②	(1)子メーターあり 支払月額総額×子メーター消費電力量/親メーター消費電力量 (2)子メーターなし 支払月額総額×使用面積/施設総面積
	G	行政財産使用料条例 自動販売機設置許可取扱要綱 自動販売機設置許可基準	売上高に100分の10を乗じて得た額 ※消費税非課税以外のものに係る使用料は規定により計算して得た額に100分の110を乗じて得た額	子メーターにより徴収 (許可基準で「1月の電気使用量×施設の契約電力単価×消費税」と規定)
消費電力量	H	行政財産使用料条例	(1)自動販売機1台の消費電力に応じた年額 ①0.5kw以下のもの13,200円 ②0.5kwを超え1.5kw以下のもの19,800円 ③1.5kwを超えるもの59,400円 (2)使用者が電力量計を設置する場合 【土地】 土地評価額×6.6/100 (消費税非課税の場合は6/100) …① 【建物】 ①②の合計 建物評価額×6.6/100…②	同左
その他算定	I	公共施設への自動販売機設置基準	使用面積0.75㎡未満と以上で区分 冷蔵機能の有無別に使用料年額、電気使用料年額を規定	同左
	J	なし	1基4,000円程度/月 (光熱費含む)	同左
減免	K	なし	使用料免除 (災害対応型自動販売機)	設置者が直接支払
	L	なし	減免	子メーターにより実費徴収

第4 監査対象の概要

監査対象部局から提出された監査調書の集計結果等に基づく分析は、以下のとおりである。

(1) 設置数

ア 所管部局別の設置状況

所管部局別の設置状況は、表1-1のとおりである。

市の公有財産に設置されている自動販売機は、11部局22課が所管する122施設において、166件あり、市全体の合計台数は259台となっている。

自動販売機の台数では、文化施設やスポーツ施設等を所管する市民文化部が最も多く、100台(38.6%)となっており、うち文化スポーツ課が87台となっている。次いで観光施設等を所管する経済環境部の51台(19.7%)、コミュニティセンター等を所管する総合政策部の31台(12.0%)の順となっている。

なお、自動販売機(売店施設を含む)の設置として使用許可や貸借契約が行われていないものについては、今回の調査対象外としている。

【表1-1】自動販売機設置数(部局別)

令和2年11月1日現在

No.	部局	設置課数	施設数	件数	台数		主な設置場所
						構成比率	
1	総合政策部	3	30	30	31	12.0%	コミュニティセンター、JR駅
2	財政部	1	6	7	9	3.5%	本庁舎、行政センター庁舎
3	健康福祉部	2	5	12	22	8.5%	ゆうプラザ、平成温泉
4	市民文化部	4	41	62	100	38.6%	文化・スポーツ施設、図書館
5	経済環境部	4	16	26	51	19.7%	道の駅、観光施設、斎場
6	農林水産部	1	3	3	4	1.5%	トキ飼育センター、農村公園
7	都市建設部	1	9	11	22	8.5%	都市公園、普通公園
8	教育部	2	3	3	5	1.9%	学校給食センター、出雲科学館
9	消防本部	2	7	9	10	3.9%	消防署庁舎
10	上下水道局	1	1	1	1	0.4%	上下水道局庁舎
11	総合医療センター	1	1	2	4	1.5%	総合医療センター売店
	合計	22	122	166	259	100.0%	

※課別の設置数は資料1参照

イ 財産区別の設置状況

財産区別の設置状況は、表 1-2 のとおりである。

全て行政財産に設置されており、普通財産への設置はなかった。

【表 1-2】自動販売機設置数(財産区別)

No.	財産区分	施設数	台数	構成比率
1	行政財産	122	259	100.0%
2	普通財産	0	0	0.0%
	合計	122	259	100.0%

ウ 管理運営別の設置状況

管理運営別の設置状況は、表 1-3 のとおりである。

施設数で見ると、直営施設 72 か所、指定管理施設 50 か所であり、直営施設の方が多。一方、自動販売機の台数で見ると、直営施設 92 台(35.5%)に対して指定管理施設は 167 台(64.5%)となっている。これは、指定管理施設には、文化・スポーツ施設や観光施設など不特定多数の利用がある施設が多く、1施設当たりの平均数が直営施設の約 2.5 倍になっているためである。

【表 1-3】自動販売機設置数(管理運営別)

No.	施設区分	施設数	台数	構成比率	1施設当たり平均数(台)
1	直営施設	72	92	35.5%	1.3
2	指定管理施設	50	167	64.5%	3.3
	合計	122	259	100.0%	2.1

(2) 設置場所

ア 地域別の設置状況

自動販売機の設置場所を地域別に分類した設置状況は、表 2-1 のとおりである。

市の中心部で人口の多い出雲地域が最多の 106 台で、全体の 40.9%を占めており、次いで斐川地域 17.8%、平田地域 16.6%の順となっている。1施設当たりの平均数では、道の駅キララ多伎等がある多伎地域が最多の 3.2 台となっている。

【表 2-1】自動販売機設置数(地域別)

地域区分	件数	施設数	台数			構成比率	1施設当たり平均数(台)
			土地	建物	合計		
出雲	72	47	43	63	106	40.9%	2.3
平田	24	20	24	19	43	16.6%	2.2
佐田	10	9	7	5	12	4.6%	1.3
多伎	15	10	20	12	32	12.4%	3.2
湖陵	3	3	3	0	3	1.2%	1.0
大社	11	10	13	4	17	6.6%	1.7
斐川	31	23	23	23	46	17.8%	2.0
合計	166	122	133	126	259	100.0%	2.1

イ 施設区別の設置状況

自動販売機の設置場所を施設区別に分類した設置状況は、表2-2のとおりである。

最も多かったのは、「⑧文化・スポーツ」の100台で、全体の38.6%を占めている。次いで、「④産業・観光」の46台（17.8%）、「③公園」の28台（10.8%）の順となっている。

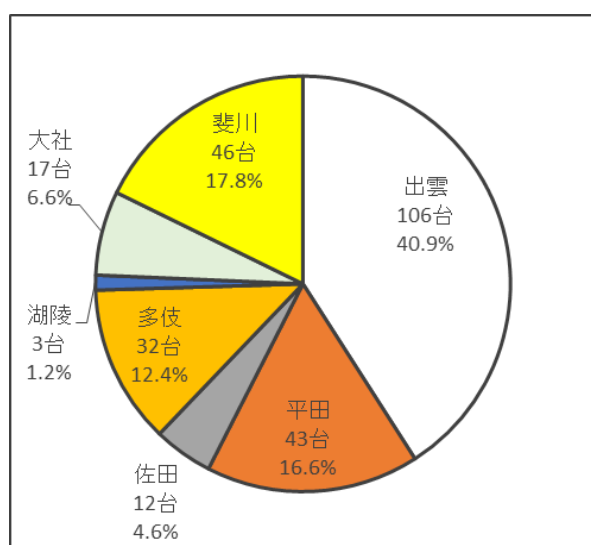
土地・建物の別にみると、土地が133台、建物が126台で、屋外設置の方がやや多くなっている。

また、市全体の設置面積合計は258.1平方メートル（資料2参照）で、面積表示のない3台分を除く256台で除すると、1台当たりの平均面積は約1平方メートルとなっている。

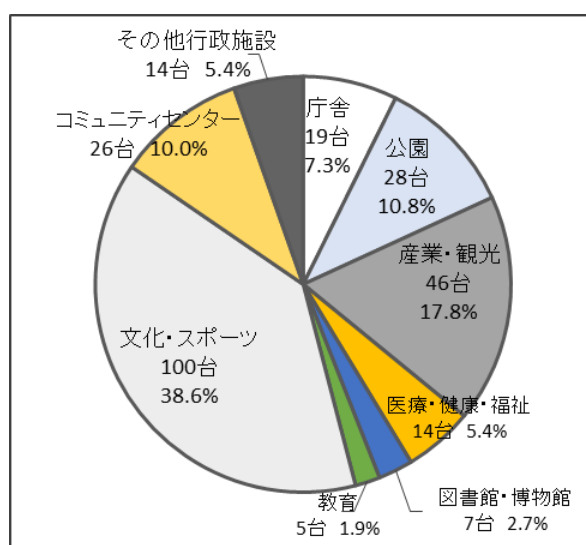
【表2-2】自動販売機設置数(施設区分別)

施設区分	件数	施設数	台数			構成比率
			土地	建物	合計	
①庁舎	16	12	3	16	19	7.3%
②道路	0	0	0	0	0	0.0%
③公園	15	13	24	4	28	10.8%
④産業・観光	21	13	27	19	46	17.8%
⑤医療・健康・福祉	7	5	6	8	14	5.4%
⑥図書館・博物館	5	5	0	7	7	2.7%
⑦教育	3	3	0	5	5	1.9%
⑧文化・スポーツ	60	34	41	59	100	38.6%
⑨コミュニティセンター	26	26	25	1	26	10.0%
⑩その他行政施設	13	11	7	7	14	5.4%
合計	166	122	133	126	259	100.0%

【グラフ1】地域別設置数の割合



【グラフ2】施設区別設置数の割合



(3) 販売品目

自動販売機の販売品目別に区分した状況は、表3のとおりである。

飲料が249台で全体の96.1%を占めており、うち一般的によく見られる缶やペットボトル等のタイプのものが90.0%となっている。飲料以外ではアイスクリーム、菓子類等の食品が9台、たばこが1台となっている。

【表3】販売品目ごとの自動販売機設置数

No.	販売品目		台数	構成比率
1	飲料	缶・ペットボトル・瓶	233	90.0%
		紙コップ	13	5.0%
		乳飲料	1	0.4%
		酒類を含むもの	1	0.4%
		菓子含むもの	1	0.4%
		飲料計	249	96.1%
2	食品	アイスクリーム	4	1.5%
		菓子類	3	1.2%
		パン	1	0.4%
		カップ麺	1	0.4%
		食品計	9	3.5%
3	たばこ	1	0.4%	
	合計		259	100.0%

(4) 付加機能

ア 環境配慮機能及び付加機能の状況

環境配慮機能や付加機能がある自動販売機の設置状況は、表4-1のとおりである。

オゾン層を破壊するフロンを使用しないノンフロンの機種は、全259台中145台あり、全体の56.0%を占めている。障がい者や高齢者等に配慮し、誰でも使いやすいよう設計されているユニバーサルデザインの機種は、26台(10.0%)となっている。

なお、災害対応以外の付加機能を市から指定しているものはユニバーサルデザイン指定の2台のみであり、ほぼ設置者の方針に委ねられているといえる。

【表4-1】付加機能のある自動販売機数

No.	付加機能	台数	占有割合	備考
1	ノンフロン	145	56.0%	
2	ユニバーサルデザイン	26	10.0%	ユニバーサルカラーを含む
3	災害時無償提供	56	21.6%	
4	災害時メッセージボード搭載	7	2.7%	
5	電子マネー等	27	10.4%	
6	省エネ機能	6	2.3%	ヒートポンプ式、節電調光機能等
7	売上の一部が募金に当てられるもの	6	2.3%	

※占有割合は自動販売機総数(259台)に占める割合

※1台で複数の付加機能があるものもある。

イ 災害時無償提供機の設置状況

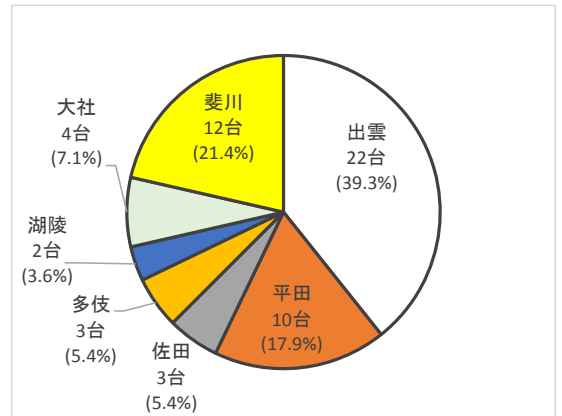
災害時において、避難所利用者等に飲料水等を無償提供する機種の種類別の設置状況は、表4-2のとおりである。全地域に複数台配置されているが、43地区あるコミュニティセンター単位別で見ると、10地区が未設置となっている。(表4-4参照)

これらは、市が飲料販売業者と災害時における飲料水等の提供に関する協定(以下「災害協定」という。)を締結したものである。

【表4-2】災害時対応型自動販売機数(地域別)

地域区分	施設数	台数			構成比率
		土地	建物	合計	
出雲	18	11	11	22	39.3%
平田	10	7	3	10	17.9%
佐田	3	2	1	3	5.4%
多伎	3	3	0	3	5.4%
湖陵	2	2	0	2	3.6%
大社	4	3	1	4	7.1%
斐川	12	9	3	12	21.4%
合計	52	37	19	56	100.0%

【グラフ3】災害時対応型自動販売機の割合



ウ メッセージボード搭載機の設置状況

上記の災害時無償提供に加え、行政情報を発信するメッセージボードを搭載した機種の種類別の設置状況は、表4-3のとおりである。

平田、佐田、湖陵、大社地域では各行政センターに1台設置されている。

【表4-3】メッセージボード搭載型自動販売機数(地域別)

地域区分	施設数	台数			構成比率
		土地	建物	合計	
出雲	2	0	2	2	28.6%
平田	2	0	2	2	28.6%
佐田	1	0	1	1	14.3%
多伎	0	0	0	0	0.0%
湖陵	1	1	0	1	14.3%
大社	1	0	1	1	14.3%
斐川	0	0	0	0	0.0%
合計	7	1	6	7	100.0%

【グラフ4】メッセージボード搭載型自動販売機の割合

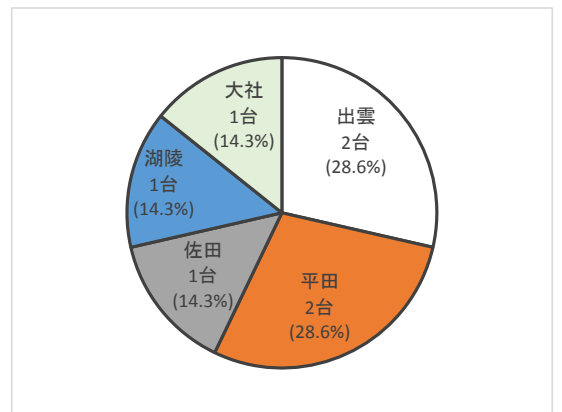
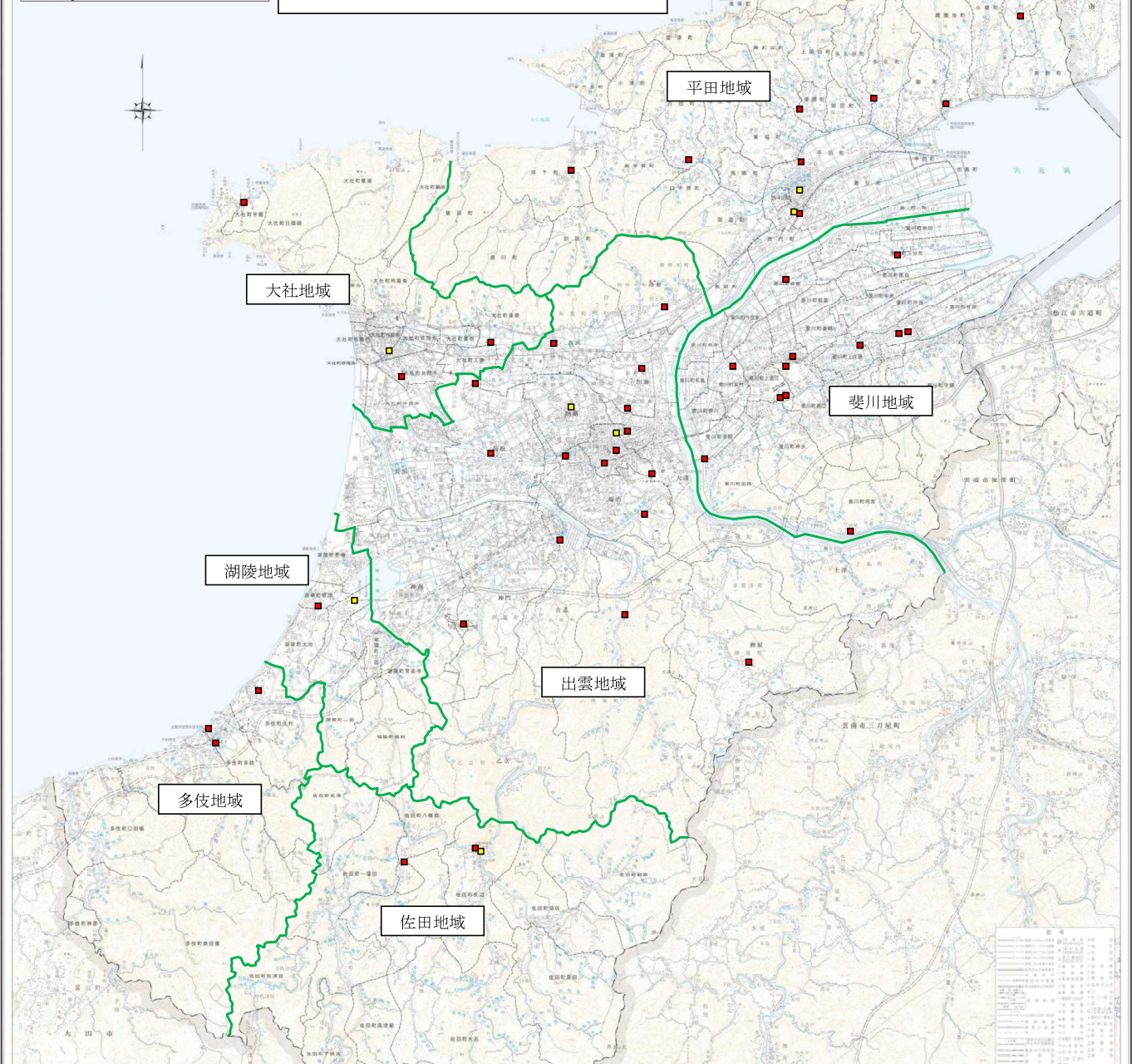




図1 災害対応型自動販売機位置図

■ …無償提供
■ …メッセージボード搭載+無償提供



【表4-4】災害時対応型（無償提供機能・メッセージボード搭載）自動販売機台数（地区別）

地域	地区	無償提供	メッセージボード	地域	地区	無償提供	メッセージボード	地域	地区	無償提供	メッセージボード
出雲	今市	5	1	平田	平田	4	2	大社	大社	1	1
	大津	1			灘分				荒木	1	
	塩冶	3			国富				遙槇	1	
	古志	1			西田	1			日御碕	1	
	高松	2			鱒淵	1			福鷲		
	四絡	1	1		久多美	1			小計	4	1
	高浜	1			檜山	1		莊原	3		
	川跡	3			東	1		出西	1		
	鳶巣	1			北浜			阿宮	1		
	上津				伊波野			伊波野	3		
	棟原	1			伊野	1		直江	2		
	朝山	1			小計	10	2	久木	1		
	乙立				須佐	2	1	出東	1		
	神門				窪田	1		小計	12	0	
神西			小計	3	1	合計	56	7			
長浜			多伎		3						
平成町	2		湖陵		2		1				
小計	22				2						

【写真1】メッセージボード搭載自動販売機

メッセージボード表示箇所



(5) 設置に係る手続の状況

自動販売機設置に係る手続状況は、表5のとおりである。

行政財産の「目的外使用許可」が199台と最も多く、全体の76.8%を占めている。2番目に多い「占用許可」は、地方自治法以外の個別法及び施設の設置及び管理条例等による占用で、32台(12.4%)となっている。3番目に多い「その他」は、主に公園施設の設置許可によるもので24台(9.3%)となっている。「行政財産貸付け」は最も少ない4台(1.5%)で、本庁舎の自動販売機用スペースへの設置のみとなっている。行政財産の貸付けは、普通財産の貸付けと同じように、施設において物理的かつ機能的に分離可能な空室等であることが前提であり、ロビーや通路の一角等への設置には馴染まないため、限定的なものとなっている。

手続方法をみると、「目的外使用許可」「占用許可」の場合は、許可書の交付を行っている。また、許可書に加え、管理や運用等について契約や協定を交わしているものもある。「行政財産貸付け」は賃貸借契約書を締結している。「その他」では自動販売機の設置契約という例外的な手続を執っているものもあった。

使用許可期間をみると、行政財産の「目的外使用許可」「占用許可」「その他」については、そのほとんどの手続が毎年度更新であるが、「目的外使用許可」のうち入札により業者を決定している1件は期間を3.5年としている。同じく入札により業者決定している「行政財産貸付け」は2件で、いずれも5年契約と比較的長期となっている。

なお、令和2年度に新規で設置されたものは9台となっている。

【表5】手続区分の状況

No.	手続区分	件数	台数	構成比率	手続方法(台)			使用許可期間(台)					うち 令和2年度 新規分
					許可書	契約書	協定書・覚書	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超	合計	
1	目的外使用許可	141	199	76.8%	199	1	8	198	0	1	0	199	9
2	占用許可	11	32	12.4%	32	0	0	32	0	0	0	32	0
3	行政財産貸付け	2	4	1.5%	0	4	0	0	0	4	0	4	0
4	その他	12	24	9.3%	22	2	0	24	0	0	0	24	0
	合計	166	259	100.0%	253	7	8	254	0	5	0	259	9

※許可書と契約書と両方交わされているものが1件あり。

※協定書・覚書はいずれも許可書、契約書に合わせて交わされている。

(6) 使用料等の収入状況

自動販売機設置に係る使用料、占用料、貸付料の収入は、表6のとおりである。

市全体の年間総収入額（令和2年度見込額）は、減免なしの108台に一部減免の3台を加えた111台において約627万円となっている。使用料等を徴している自動販売機の1台当たり平均額は56,469円となっている。

【表6】使用料等の収入額(手続区分別)

No.	手続区分	件数	自動販売機(台)			年間総収入額(円)	1台当たり平均額(円)
			減免なし	減免あり	合計		
1	目的外使用許可	141	95	104	199	3,920,522	40,005
2	占用許可	11	1	31	32	1,981	1,981
3	行政財産貸付け	2	4	0	4	2,280,072	570,018
4	その他	12	8	16	24	65,517	8,190
	合計	166	108	151	259	6,268,092	56,469

※収入額は令和2年度の見込額

※1台当たり平均額＝年間総収入額／自動販売機(減免なし)台数

※目的外使用許可の「減免あり」のうち、3台は一部減免のため、1台当たり平均額に換算している。

(7) 年間収入額別の使用料等

使用料等を金額別に分類した状況は、表7のとおりである。

全額免除としているものが148台で全体の57.1%を占めている。使用料を徴しているものは一部免除を含め111台ある。1万1円～5万円の価格帯のものが57台あり、全額免除を除く111台の半数以上を占めている。5千円以下のものは13台となっている。

1件における最低額は、164円（いりすの丘公園：1台分）、最高額は164万円（本庁舎4階専用スペース：3台分）で、1万倍の較差となっている。

また、1台分の最高額は、64万円（本庁舎1階専用スペース）である。

【表7】使用料等の収入額(金額別)

No.	年間収入額	件数	台数	構成比率	年間総収入額(円)	1台当たり平均(円)
1	全額免除	70	148	57.1%	0	0
2	1円～5千円	12	13	5.0%	14,144	1,088
3	5千1円～1万円	11	11	4.2%	65,959	5,996
4	1万1円～5万円	53	57	22.0%	1,350,438	23,692
5	5万1円～10万円	12	13	5.0%	838,571	64,505
6	10万円1円～20万円	2	3	1.2%	233,021	77,674
7	20万円1円～50万円	3	7	2.7%	825,887	117,984
8	50万円1円～100万円	2	4	1.5%	1,297,992	324,498
9	100万1円～	1	3	1.2%	1,642,080	547,360
	合計	166	259	100.0%	6,268,092	56,469

※収入額は令和2年度の見込額

※1台当たり平均＝年間総収入額／自動販売機(全額免除を除く)台数

(8) 算定方式別の使用料等

使用料等を算定方式別に分類した状況は、表8-1のとおりである。

台数が最も多いのは、「評価額方式」の73台で、全体台数の28.2%を占めているが、うち6割に当たる45台分は全額免除しており、総収入額57万円は市全体額の9.1%にとどまっている。

件数が最も多いのは、「売上額方式」の60件で、一部免除も含めた66台は、収入のある111台の約6割を占めており、その総収入額195万円は市全体額の31.1%を占めている。その大多数が売上額の10%分の金額を使用料としている。

収入1台当たり平均の金額が最も高いのは、「入札方式」の28万円/台である。設置13台は全体台数の5%だが、総収入額は366万円で、市全体収入の58.3%を占めており、収入効率の高い算定方式となっている。

「手数料方式」は、飲料1本当たりの手数料単価に販売数量を乗じるもので、湖西斎場の1件のみであった。なお、トキ分散飼育センターでは使用料を全額免除しているが、手数料方式による使用料相当額が出雲市トキとの共生まちづくり基金へ寄付されている。

「その他」は、都市公園及び普通公園における公園施設として設置許可しているもので、内規等で1平方メートル当たり440円/月(5,280円/年)と決められている。

【表8-1】使用料等の収入額(算定方式別)

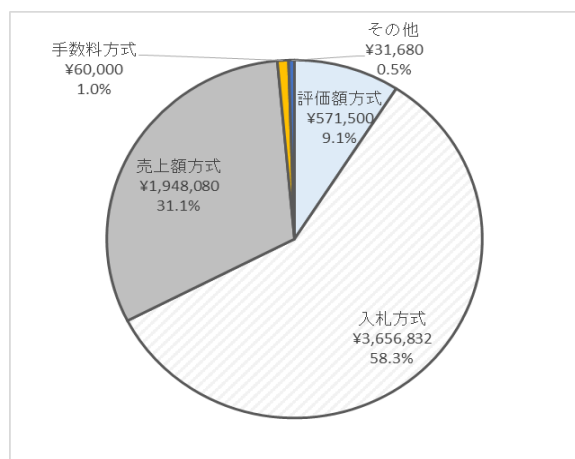
No.	算定方式	件数	台数			構成比率	使用料(円)		
			減免なし	減免あり	合計		年間総収入額	構成比率	1台当たり平均
1	評価額方式	49	28	45	73	28.2%	571,500	9.1%	20,411
2	入札方式	7	10	3	13	5.0%	3,656,832	58.3%	281,295
3	売上額方式	60	63	3	66	25.5%	1,948,080	31.1%	30,922
4	手数料方式	1	1	0	1	0.4%	60,000	1.0%	60,000
5	その他	49	6	100	106	40.9%	31,680	0.5%	5,280
	合計	166	108	151	259	100.0%	6,268,092	100.0%	56,469

※収入額は令和2年度の見込額

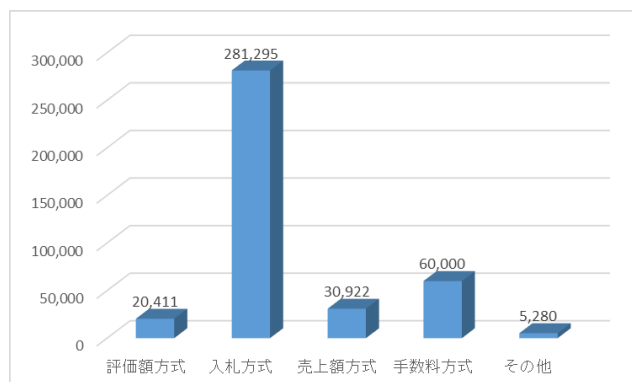
※使用料の1台当たり平均=年間総収入額/自動販売機台数(減免なし108台+一部免除3台=111台)

※入札方式の「減免あり」3台は1月分のみ減免のため、1台当たり平均に換算している。

【グラフ5】算定方式別の収入割合



【グラフ6】算定方式1台当たり平均額の比較(円)



また、使用料等を算定方式・金額別にみると表8-2(1)～(5)のとおりである。

「評価額方式」は、土地・建物の評価額に応じた金額となるため、設置場所によって価格帯の幅が大きい。1件の金額の高い順では、出雲市立総合医療センター、ひかわ図書館、大社文化プレイスうらら館となっており、いずれも屋内設置である。一方、屋外設置は5千円以下の比較的low額なものが多くなっている。

「入札方式」は、入札参加業者のうち最も高い額で応札した者を採用するため、1台当たり10万円以上の高価格帯のものが多く、最高額は本庁舎4階の164万円(3台分)である。本庁舎のほか、西谷墳墓群史跡公園、出雲科学館、出雲市立総合医療センターなどが採用している。

「売上額方式」は、大多数が売上額の10%分として、主に災害協定を締結している施設で採用されている。売上に左右されるが、1台当たりの平均額は約3万円と、評価額方式に比べ収益性が高い。最高額は消防本部庁舎の12万円(2台分)となっている。

「手数料方式」は、売価ごとの手数料単価に販売数量を乗じるもので、市内では湖西斎場のみで採用されている。手数料単価を売上額の割合で換算すると売上額の6.79%～7.13%となり、売上額方式と比べると単価としてはやや低くなっている。

「その他」は、都市公園や普通公園に設置されているもので、改正前の出雲市道路占用料徴収条例を準用し1平方メートルにつき1月440円としており、1台(約1平方メートル)当たりの年額では全て5,280円となっている。

【表8-2】使用料等の収入金額(算定方式・金額別)

(1) 評価額方式

No.	年間収入額	件数	台数	構成比率	年間総収入額(円)	1台当たり平均(円)
1	全額免除	25	45	61.6%	0	0
2	1円～5千円	12	13	17.8%	14,144	1,088
3	5千1円～1万円	1	1	1.4%	6,503	6,503
4	1万1円～5万円	9	10	13.7%	207,722	20,772
5	5万1円～10万円	1	1	1.4%	79,564	79,564
6	10万円1円～20万円	0	0	0.0%	0	-
7	20万円1円～50万円	1	3	4.1%	263,567	87,856
8	50万円1円～100万円	0	0	0.0%	0	-
9	100万1円～	0	0	0.0%	0	-
	合計	49	73	100.0%	571,500	20,411

※1台当たり平均＝年間総収入額／自動販売機(全額免除を除く)台数

(4) 手数料方式

No.	年間収入額	件数	台数	構成比率	年間総収入額(円)	1台当たり平均(円)
1	全額免除	0	0	0.0%	0	-
2	1円～5千円	0	0	0.0%	0	-
3	5千1円～1万円	0	0	0.0%	0	-
4	1万1円～5万円	0	0	0.0%	0	-
5	5万1円～10万円	1	1	100.0%	60,000	60,000
6	10万円1円～20万円	0	0	0.0%	0	-
7	20万円1円～50万円	0	0	0.0%	0	-
8	50万円1円～100万円	0	0	0.0%	0	-
9	100万1円～	0	0	0.0%	0	-
	合計	1	1	100.0%	60,000	60,000

※1台当たり平均＝年間総収入額／自動販売機(全額免除を除く)台数

(2) 入札方式

No.	年間収入額	件数	台数	構成比率	年間総収入額(円)	1台当たり平均(円)
1	全額免除	0	0	0.0%	0	-
2	1円～5千円	0	0	0.0%	0	-
3	5千1円～1万円	0	0	0.0%	0	-
4	1万1円～5万円	1	1	7.7%	48,840	48,840
5	5万1円～10万円	0	0	0.0%	0	-
6	10万円1円～20万円	1	1	7.7%	105,600	105,600
7	20万円1円～50万円	2	4	30.8%	562,320	140,580
8	50万円1円～100万円	2	4	30.8%	1,297,992	324,498
9	100万1円～	1	3	23.1%	1,642,080	547,360
	合計	7	13	100.0%	3,656,832	281,295

※1台当たり平均＝年間総収入額／自動販売機(全額免除を除く)台数

(5) その他

No.	年間収入額	件数	台数	構成比率	年間総収入額(円)	1台当たり平均(円)
1	全額免除	43	100	94.3%	0	0
2	1円～5千円	0	0	0.0%	0	-
3	5千1円～1万円	6	6	5.7%	31,680	5,280
4	1万1円～5万円	0	0	0.0%	0	-
5	5万1円～10万円	0	0	0.0%	0	-
6	10万円1円～20万円	0	0	0.0%	0	-
7	20万円1円～50万円	0	0	0.0%	0	-
8	50万円1円～100万円	0	0	0.0%	0	-
9	100万1円～	0	0	0.0%	0	-
	合計	49	106	100.0%	31,680	5,280

※1台当たり平均＝年間総収入額／自動販売機(全額免除を除く)台数

(3) 売上額方式

No.	年間収入額	件数	台数	構成比率	年間総収入額(円)	1台当たり平均(円)
1	全額免除	2	3	4.5%	0	0
2	1円～5千円	0	0	0.0%	0	-
3	5千1円～1万円	4	4	6.1%	27,776	6,944
4	1万1円～5万円	43	46	69.7%	1,093,876	23,780
5	5万1円～10万円	10	11	16.7%	699,007	63,546
6	10万円1円～20万円	1	2	3.0%	127,421	63,711
7	20万円1円～50万円	0	0	0.0%	0	-
8	50万円1円～100万円	0	0	0.0%	0	-
9	100万1円～	0	0	0.0%	0	-
	合計	60	66	100.0%	1,948,080	30,922

※1台当たり平均＝年間総収入額／自動販売機(全額免除を除く)台数

(9) 自動販売機設置者

ア 設置者の選定方法

設置者の選定方法は、表9-1のとおりである。

公募以外のうち、半数の51件54台は、設置業者と災害協定が締結されているものである。

公募は、68件151台で全体の58.3%となっており、指定管理者が設置するものを含め、主に競争入札によるものである。その他は、喫茶施設を含めた業務運営として公募しているものや、プロポーザル方式により業者選定しているものである。

【表9-1】設置者の選定方法

種別	選定方法	件数	自動販売機(台)			構成比率	使用料(円)			備考
			減免なし	減免あり	合計		年間総収入額	構成比率	1台当たり平均	
公募以外	申請による	47	41	13	54	20.8%	944,213	15.1%	23,030	
	災害協定	51	54	0	54	20.8%	1,403,480	22.4%	25,990	売上額×10%
		98	95	13	108	41.7%	2,347,693	37.5%	24,713	
公募	競争入札	7	10	3	13	5.0%	3,656,832	58.3%	281,295	「減免あり」は新型コロナの影響による施設休館のため1月分のみ
	指定管理者	59	0	134	134	51.7%	0	0.0%	0	原則として指定管理者が3者以上の入札により業者選定
	その他	2	3	1	4	1.5%	263,567	4.2%	87,856	公募、プロポーザル(売店施設を含めたもの)
		68	13	138	151	58.3%	3,920,399	62.5%	245,025	
合計		166	108	151	259	100.0%	6,268,092	100.0%	56,469	

※収入額は令和2年度の見込額

※使用料の1台当たり平均＝年間総収入額／自動販売機(減免なし)台数

※競争入札の「減免あり」3台は1月分のみ減免のため、1台当たり平均に換算している

イ 設置者の状況

設置者を団体区別に分類した状況は、表9-2のとおりである。

公共的団体は、公益財団法人、福祉団体等で、使用料を全額免除しているものが半数近くある。

飲料販売業の民間企業は、96台(37.1%)あり、市全体の収入額の96.5%を占めている。

指定管理者は最も多い134台(51.7%)となっている。市の指定管理者制度の運用により全ての施設で使用料は全額免除としている。

その他は、スポーツ振興活動を行っているNPO法人等である。

【表9-2】設置者の団体区分

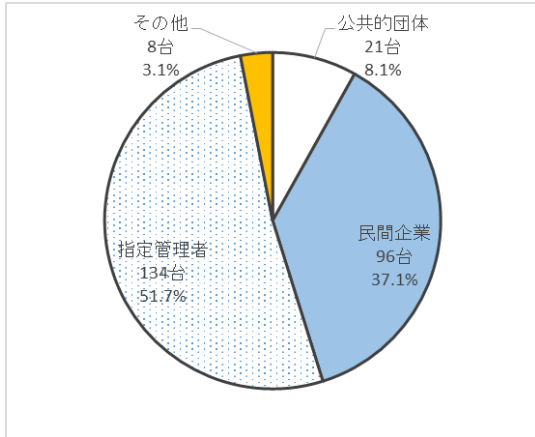
No.	団体区分	件数	自動販売機(台)			構成比率	使用料(円)		
			減免なし	減免あり	合計		年間総収入額	構成比率	1台当たり平均
1	公共的団体	18	11	10	21	8.1%	201,755	3.2%	18,341
2	民間企業	82	89	7	96	37.1%	6,046,127	96.5%	65,719
3	指定管理者	59	0	134	134	51.7%	0	0.0%	0
4	その他	7	8	0	8	3.1%	20,210	0.3%	2,526
	合計	166	108	151	259	100.0%	6,268,092	100.0%	56,469

※収入額は令和2年度の見込額

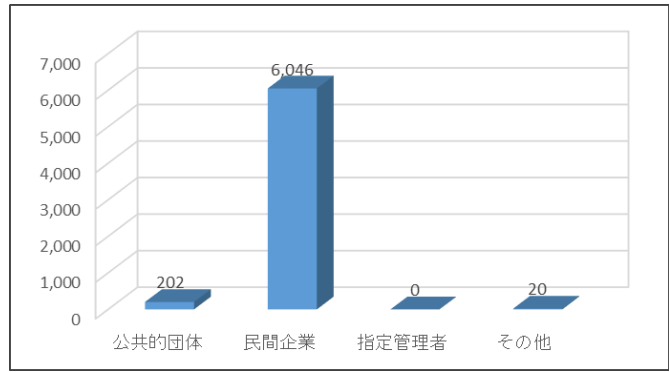
※使用料の1台当たり平均＝年間総収入額／自動販売機(減免なし)台数

※民間企業の「減免あり」のうち3台は1月分のみ減免のため、1台当たり平均に換算している。

【グラフ7】設置団体別の割合



【グラフ8】設置団体別収入額の比較（千円）



(10) 使用料等の収納時期

自動販売機の設置に対する使用料等の収納時期は、表10のとおりである。

行政財産使用料や各種占用料等については、条例・規則等で原則として前納又は許可時に徴収するよう定められている。

市が設置者に請求を行うための調定書の作成日を確認したところ、使用開始日から2月を超えて請求しているものが、16件19台（17.1%）あり、収入額全体の38.4%に当たる約241万円が後納とされていた。これは使用開始日から2月以内の収入額184万円を約57万円上回っている。

また、売上額方式によるものは、毎月の売上実績に応じた金額となるため、毎月～半年ごとの分納とされているものが多いが、年度末一括のものも5件6台（5.4%）となっている。

【表10】使用料収入に係る調定の実施状況

No.	調定時期	件数	台数	構成比率	使用料(円)		
					年間総収入額	構成比率	1台当たり平均
1	使用開始日	13	17	15.3%	1,165,282	18.6%	68,546
2	使用開始日から1月以内	3	6	5.4%	610,151	9.7%	101,692
3	1月超2月以内	4	4	3.6%	61,577	1.0%	15,394
4	2月超	16	19	17.1%	2,405,284	38.4%	126,594
5	毎月	2	2	1.8%	131,640	2.1%	65,820
6	3か月ごと	10	10	9.0%	361,956	5.8%	36,196
7	半年ごと	43	47	42.3%	1,157,081	18.5%	24,619
8	年度末	5	6	5.4%	375,121	6.0%	62,520
	合計	96	111	100.0%	6,268,092	100.0%	56,469

※収入額は令和2年度の見込額

(11) 自動販売機に係る光熱費の徴収状況

ア 光熱費の徴収状況

自動販売機の設置により生じる光熱費の徴収状況は、表11-1のとおりである。

徴収がない82台のうち81台は、設置者が直接電力会社と契約し、支払っているものである。設置者に負担を求めず、市が支払っている1台は、施設管理上の運用により市が負担しているものであり、実質的に光熱費を免除しているものはなかった。

徴収している86台の年間徴収額（令和2年度見込額）は、約212万円となっている。徴収金額の算定方法は、子メーターの設置による実績に基づくものと、消費電力量から積算した定額制（月1,250円～4,000円）の2種類あるが、1台当たり平均額について大きな差はなかった。

市の使用許可により指定管理施設に設置されているものの光熱費は、指定管理者が指定管理業務経費として支出し、設置業者から光熱費負担分を徴収している。

【表11-1】光熱費の徴収状況

No.	徴収区分	件数	台数	年間徴収額(円)	1台当たり平均(円)	備考
1	徴収なし	36	82	-	-	
	直接契約	35	81	-	-	
	市が負担	1	1	-	-	施設管理運営必要経費分と相殺
2	徴収あり	76	86	2,116,913	24,615	
	子メーター	38	48	1,156,769	24,099	
	定額	38	38	960,144	25,267	月1,250円～4,000円
3	指定管理者が徴収 指定管理料を含む	54	91	-	-	
	合計	166	259	2,116,913	-	

※光熱費の年間徴収額は令和2年度の見込額

※総合医療センター売店は、売店施設の電気使用量を含めた光熱費のため、算定に含めていない。

イ 光熱費の徴収時期

自動販売機の光熱費の徴収時期は、表11-2のとおりである。

半年ごとの徴収が33台（38.4%）と最も多くなっている。1年分まとめて年度末に徴収されているものは、全て子メーターが設置されているものである。

【表11-2】光熱費の徴収時期

No.	調定日	件数	台数	構成比率	年間徴収額(円)	1台当たり平均(円)
1	毎月	18	22	25.6%	447,196	20,327
2	3か月ごと	13	17	19.8%	604,990	35,588
3	半年ごと	32	33	38.4%	594,883	18,027
4	1年	13	14	16.3%	469,844	33,560
	合計	76	86	100.0%	2,116,913	24,615

※光熱費の年間徴収額は令和2年度の見込額

(12) 使用料等の減免状況

ア 減免数

使用料等の減免状況は、表12-1のとおりである。

減免しているものは71件151台（58.3%）である。そのうち一部免除の1件3台（1.2%）

は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設休館により1月分のみ免除したものである。

【表12-1】使用料減免状況

No.	年間収入額	件数	台数	構成比率
1	減免なし	95	108	41.7%
2	減免あり	71	151	58.3%
	全額免除	70	148	57.1%
	一部免除	1	3	1.2%
合計		166	259	100.0%

イ 減免団体

減免した団体別の状況は、表12-2のとおりである。

減免している団体のうち、指定管理者の59件134台(88.7%)については、市の運用により、指定管理料から自動販売機収入額分が差し引かれるため、実質的には減免となっていない。指定管理者以外では、12件17台(11.3%)で、市全体の259台からみた実質的な減免は1割に満たない。主に福祉関係等の公共的団体が多いが、民間企業でも全額免除としているものがある。

【表12-2】減免団体

減免団体	件数	台数	構成比率
指定管理者	59	134	88.7%
指定管理者以外	12	17	11.3%
公共的団体	7	10	6.6%
民間企業	5	7	4.6%
その他	0	0	0.0%
合計	71	151	100.0%

ウ 減免理由

減免理由の状況は、表12-3のとおりである。

指定管理者以外では、収益を特定事業に充当されるためとする理由が多くなっている。

【表12-3】減免理由

減免理由	台数
指定管理料へ収益を計上し精算するため(市全体の運用方針)	134
指定管理者以外の減免理由	17
収益の一部が観光事業の支援に充てられているため	4
収益の一部ががん対策募金事業に充てられているため	1
収益の一部が身体障がい者の福祉増進及び地域福祉の支援に充てられているため	1
収益の一部がひとり親家族の支援に充てられているため	1
福祉会が行うボランティア活動の支援に充てられているため	1
身障者への支援等、公共性の高い活動を行っているため	3
公益事業を実施しているため	1
使用料を免除する代わりに、使用者は売上1本につき20円を出雲市トキとの共生まちづくり基金に寄附することとしているため	1
施設職員の福利厚生目的のため	1
新型コロナ感染拡大防止に伴う臨時休館により、5月に営業することができなくなったため。	3
合計	151

エ 指定管理者の自動販売機に係る収入状況

指定管理者へ使用許可をしている自動販売機については、市の指定管理者制度の運用方針により、使用料は全額免除とし、指定管理業務として自動販売機に係る収支が決算書へ計上されることになっている。

指定管理者が指定管理業務の協定時において申請する自動販売機に係る手数料収入額（以下「協定額」という。）は、市が指定管理者へ支払うべき指定管理料から減額されるが、協定額以上の収入分を得られれば指定管理者の利益となるようになっている。また、市も協定額分について指定管理料を低減することができるため経費節減の効果がある。

指定管理者が自動販売機を設置している施設の令和元年度決算の状況は、表12-4のとおりである。指定管理施設全体の使用料等の収入額は2,503万円で、指定管理者以外の収入額627万円を大きく上回っており、指定管理者を含めた自動販売機に係る収入は市全体で3,130万円となっている。また、自動販売機1台当たりの平均額は18.7万円で、指定管理者以外の平均額5.6万円の約3.3倍となっている。ただし、この収入額には光熱費も含まれているため、正確な使用料のみの金額ではなく、単純な比較はできない。

施設ごとの金額は、最も高いものが、道の駅キララ多伎の736万円（14台分）で、最も低いものは出雲市斐川企業化支援センターの7千円（1台分）となっている。また、1台当たりの平均金額で最も高いものは、道の駅湯の川の78万円である。

設置業者の選定は、原則として3者以上による入札（見積り）によることとされており、その執行事務や使用料算定に係る全体状況は今回の監査で調査していないが、同じ売上額方式でも歩合の率が10%の施設と20%の施設があり、施設によって収入額に差が出ているものと思われる。

また、自動販売機に係る収入について、1施設において決算書に未計上となっているものがあつた。

【表12-4】指定管理者の自動販売機に係る収入状況

No.	部	課	施設名	台数 [A]	収入等合計 (円)[B]	収入等1台当たり 平均額(円)[B/A]
1	健康福祉部	高齢者福祉課	出雲市佐田老人福祉センター「潮の井荘」	1	19,272	19,272
2	健康福祉部	健康増進課	出雲平成温泉	7	697,167	99,595
3	健康福祉部	健康増進課	出雲ゆうプラザ	11	1,536,022	139,638
4	市民文化部	市民活動支援課	さんぴーの出雲	1	181,224	181,224
5	市民文化部	文化スポーツ課	スサノオホール	1	66,152	66,152
6	市民文化部	文化スポーツ課	アクティーひかわ	2	202,492	101,246
7	市民文化部	文化スポーツ課	出雲健康公園	12	3,085,437	257,120
8	市民文化部	文化スポーツ課	古志スポーツセンター	2	278,055	139,028
9	市民文化部	文化スポーツ課	出雲西部体育館	1	93,777	93,777
10	市民文化部	文化スポーツ課	斐川第1体育館	3	252,877	84,292
11	市民文化部	文化スポーツ課	斐川第2体育館	1	57,294	57,294
12	市民文化部	文化スポーツ課	アクティーひかわ体育館	2	196,097	98,049
13	市民文化部	文化スポーツ課	佐田スポーツセンター	1	99,645	99,645
14	市民文化部	文化スポーツ課	平成スポーツ公園	1	58,601	58,601
15	市民文化部	文化スポーツ課	宍道湖公園	8	708,203	88,525
16	市民文化部	文化スポーツ課	平田愛宕山野球場	4	351,737	87,934
17	市民文化部	文化スポーツ課	平田愛宕山プール	1	19,312	19,312
18	市民文化部	文化スポーツ課	平田スポーツ公園	4	292,361	73,090
19	市民文化部	文化スポーツ課	平田ニュースポーツ広場	2	83,024	41,512
20	市民文化部	文化スポーツ課	平田体育館	3	201,640	67,213
21	市民文化部	文化スポーツ課	大社健康スポーツ公園	2	143,864	71,932
22	市民文化部	文化財課	荒神谷博物館・荒神谷史跡公園	3	140,575	46,858
23	経済環境部	産業政策課	出雲市斐川企業化支援センター	1	6,870	6,870
24	経済環境部	観光課	立久恵峡わかあゆの里	2	213,196	106,598
25	経済環境部	観光課	目田森林公園	2	54,711	27,356
26	経済環境部	観光課	見晴らしの丘公園	5	245,424	49,085
27	経済環境部	観光課	タラソテラピー施設	2	152,976	76,488
28	経済環境部	観光課	道の駅キララ多伎	14	7,362,751	525,911
29	経済環境部	観光課	ご縁広場	4	265,452	66,363
30	経済環境部	観光課	ひかわ美人の湯	7	3,045,514	435,073
31	経済環境部	観光課	道の駅湯の川	4	3,103,646	775,912
32	経済環境部	観光課	すさのおの郷	1	148,939	148,939
33	農林水産部	農業振興課	出雲市今在家農村公園	1	91,775	91,775
34	農林水産部	農業振興課	出雲市飯の原農村公園	2	114,820	57,410
35	都市建設部	都市計画課	真幸ヶ丘公園	2	130,247	65,124
36	都市建設部	都市計画課	愛宕山公園	3	405,811	135,270
37	都市建設部	都市計画課	手引ヶ丘公園	5	374,892	74,978
38	都市建設部	都市計画課	湖陵総合公園	1	98,224	98,224
39	都市建設部	都市計画課	斐川公園	5	453,775	90,755
			合計	134	25,033,851	186,820

※収入等合計には、使用料収入額と光熱費徴収額とが含まれている。

(13) 自動販売機に付随する設備・管理の状況

ア 回収容器

(ア) 設置状況

「出雲市飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」により、自動販売機で飲料を販売する者は回収容器の設置義務がある。

今回の監査で確認したところ、回収容器は全ての設置場所において1個以上の設置があり、その全体数は288個（資料2参照）で、自動販売機1台当たり1.1個の設置となっている。

(イ) 許可書への記載状況

使用許可書への回収容器の記載状況は、表13-1、13-2のとおりである。

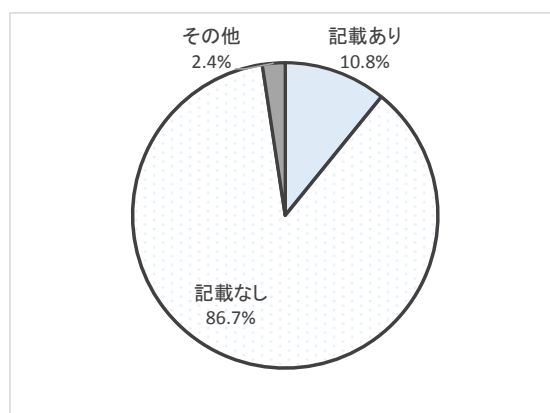
許可書の「用途」として「自動販売機及び回収容器」と記載されているものは、18件（10.8%）で、9割近い144件が「自動販売機」のみしか記載されていなかった。その他は、売店等として許可がされているもので、自動販売機自体が売店に含まれるものと考えられる。

許可書の「面積」に記載されている数量を確認したところ、回収容器分が「含まれている」のは、28件（16.9%）であった。回収容器分が「含まれていない」121件（72.9%）又は「不明」15件（9.0%）を合わせると、約8割が使用面積に回収容器分を加算しておらず、うち13台は使用料を「財産評価額×面積」としているため、使用料の金額が過小となっている可能性がある。

【表13-1】許可書への回収容器の記載状況

No.	回収容器の記載	件数	構成比率
1	記載あり	18	10.8%
2	記載なし	144	86.7%
3	その他	4	2.4%
	合計	166	100.0%

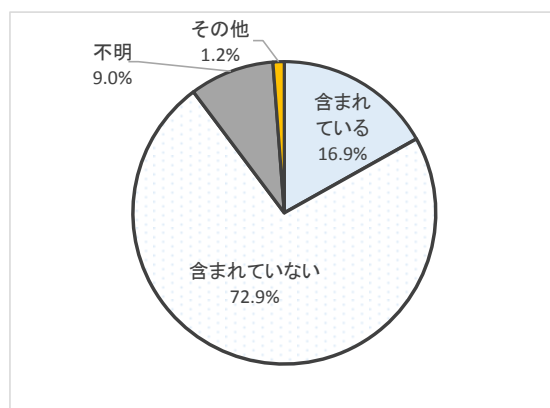
【グラフ9】許可書への回収容器の記載割合



【表13-2】許可書への回収容器分面積の記載状況

No.	面積数量(m ² 換算)	件数	構成比率
1	含まれている	28	16.9%
2	含まれていない	121	72.9%
3	不明	15	9.0%
4	その他	2	1.2%
	合計	166	100.0%

【グラフ10】回収容器分面積の記載割合



(ウ) 設置場所・清掃状況

今回の監査で提出のあった自動販売機設置状況写真により回収容器の設置状況を確認した。回収容器の設置場所や清掃状況は、いずれもおおむね良好に管理されている。

また、新型コロナウイルス感染症対策として消毒液が設置されているものもあった。

イ 自動販売機転倒防止用の架台

自動販売機の下には、据え付け用の架台が設置されており、屋内ではスキー板状の鉄板、屋外ではコンクリート石板が多く使用されている。自動販売機本体と架台をアンカーボルト

トで固定することにより、地震や強風時の転倒防止対策が行われている。

今回の監査で提出のあった自動販売機設置状況写真により確認した架台の設置状況は、表13-3のとおりである。全体の94.2%に当たる244台で架台の設置が確認できたが、屋外の15台については架台がなく、施設の張りコンクリートへ直接アンカーボルトが打込まれているものもあった。使用物件の形質改変については、行政財産使用許可書で規定している事前承認が必要であり、返還時には原状回復することが原則であるが、以前に自動販売機が設置された際に開けられたものと思われるボルト穴が残っているものもあった。

【表13-3】架台の設置(提出写真による確認)

No.	架台の有無	台数	構成比率
1	架台あり	244	94.2%
2	架台なし	15	5.8%
	合計	259	100.0%

【写真2】架台あり



【写真3】架台なし



ウ 行政財産の目的の妨げとなっていないか

自動販売機の設置により、行政財産としての本来の目的や用途が妨げられてはならない。今回の監査で提出のあった自動販売機設置状況写真により自動販売機及び回収容器が施設の支障となっていないか確認した。

おおむねの施設で適切な場所に設置されていたが、一部において自動販売機が掲示板の一部を塞いでおり、使用できない部分が生じているものがあった。許可の際には本来の目的が損なわれないよう設置場所について十分な配慮が必要である。

また、防火戸、消火器、AEDなど緊急設備設置場所の周辺に回収容器が置かれているものがあった。緊急使用時の支障となることがないように、回収容器の設置場所についても注意が必要である。

【写真4】掲示板前に設置された自動販売機



(14) 使用許可等に係る起案文書の状況（選択方式による回答）

ア 根拠法令等の記載

起案文書における根拠法令等の記載状況について各課の回答は、表14-1のとおりである。
記載が不十分な部署が8課で、全体の36%となっている。

【表14-1】起案への根拠法令等の記載

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	記載している	14	63.6%
2	一部記載している	2	9.1%
3	記載していない	6	27.3%
	合計	22	100.0%

イ 規則に定めのある必要事項の記載

出雲市財産規則により、行政財産の使用を許可しようとするときに、記載が必要な5項目の起案文書への記載状況は、表14-2（1）～（5）のとおりである。

（3）のうち、行政財産の用途又は目的を妨げないと認める理由は、未記載のものが多。

【表14-2】起案への必要事項の記載

(1) 許可する財産の表示

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	記載している	22	100.0%
2	記載していない	0	0.0%
	合計	22	100.0%

(2) 許可の相手方

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	記載している	22	100.0%
2	記載していない	0	0.0%
	合計	22	100.0%

(3) 使用の理由及び当該使用が行政財産の用途又は目的を妨げないと認める理由

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	記載している	6	27.3%
2	使用理由のみ記載	14	63.6%
3	用途・目的を妨げないことのみを記載	1	4.5%
4	記載していない	1	4.5%
	合計	22	100.0%

(4) 使用期間及び許可条件

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	記載している	22	100.0%
2	記載していない	0	0.0%
	合計	22	100.0%

(5) 使用料

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	記載している	20	90.9%
2	免除の場合は記載していない	2	9.1%
3	記載していない	0	0.0%
	合計	22	100.0%

ウ 使用料の算定根拠及び算定式の記載

使用料の算定根拠及び算定式の起案文書への記載状況は、表14-3のとおりである。おおむね記載していると回答があった。

【表14-3】使用料の算定根拠及び算定式

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	記載している	20	90.9%
2	一部記載している	1	4.5%
3	記載していない	1	4.5%
	合計	22	100.0%

エ 減免の根拠や理由の記載

減免している場合の起案文書への記載状況は、表14-4のとおりである。減免がある9課のうち、8課では根拠や理由を明確に記載していると回答があった。

【表14-4】減免の場合の根拠や理由

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	根拠や理由を明確に記載している	8	36.4%
2	根拠を「市長が特に認めるとき」として具体的な理由は記載していない	0	0.0%
3	根拠や理由は記載していない	1	4.5%
4	減免していない(該当なし)	13	59.1%
	合計	22	100.0%

オ 起案文書の決裁状況

出雲市事務決裁規程により、行政財産の目的外使用許可は、「異例なもの」が副市長専決、「定例的なもの」が部長専決とされている。また、減免の決定は、「異例なもの」が副市長専決、「基準に定めがあるもの」が課長専決とされている。

起案の決裁区分についての状況は、表14-5のとおりである。一部において、誤って部長専決とされていないものがあった。また、教育財産の使用許可に際しては、あらかじめ市長に協議を要する場合があるが、管財契約課への合議が行われていないものが一部見受けられた。

【表14-5】起案の決裁区分

No.	回答区分	回答件数	回答比率
1	全部適正である	21	95.5%
2	一部誤ったものがある	0	0.0%
3	全部誤っている(決裁区分の誤認)	1	4.5%
	合計	22	100.0%

第5 監査の結果

この度の監査の範囲における事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部について不適正な事案があった。

監査の結果、改善を要する事項は次のとおりである。

1 指摘事項

(1) 消費税非課税である土地使用に係る使用料に消費税を課していた。(高齢者福祉課、健康増進課)

[消費税法施行令第8条]

(2) 指定管理者が、指定管理業務収支に計上すべき自動販売機に係る収入を未計上としていた。(観光課)

[[指定管理者制度の運用に関する方針] 第1章 12-(3)]

2 注意事項

(1) 前納が原則である行政財産使用料等を後納としていた。(3課)

(2) 使用料とすべき収入を諸収入としていた。(2課)

(3) 「公園施設の設置」に係る使用料について、行為区分の異なる「占用」の場合の金額を用いていた。(1課)

(4) 教育財産の目的外使用許可の決定について、事務決裁規程による決裁区分としていなかった。(1課)

※指摘事項

速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するものである。なお、指摘事項は、法に基づき報告及び公表をするものであり、適時措置状況の報告をするよう求める。

- 1 法令(条例、規則その他の例規を含む。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

※注意事項

指摘に至らない比較的軽易なもの

第6 監査意見

この度の監査において改善、検討が必要と考えられる事案が見受けられたので、以下のとおり、監査の結果に基づく意見を付すこととする。

着眼点1 自動販売機は適切に設置されているか

(1) 現場点検の実施について

今回の監査では、自動販売機の設置状況を所管課からの提出資料により確認し、一部は現地調査を行った。自動販売機はおおむね適切に設置されており、施設本来の目的を明らかに阻害している状況はなかったが、一部において注意を要するものがあった。

また、自動販売機の設置に伴う使用物件の形質変更や原状回復の手続について、適切に行われているか確認できないものがあった。

各所管課においては、新規許可時や許可更新時など定期的に現場に赴き、自動販売機の設置、管理状況を点検し、必要に応じ使用者へ適切な指導を行っていただきたい。

着眼点2 設置に係る事務手続は適正か

(1) 適正な起案文書の作成について

行政財産の目的外使用許可については、財産規則に許可対象や許可決定に際して記載すべき事項が具体的に規定されているが、起案文書の記載内容が不十分なものが多く見受けられた。また、使用料区分や決裁区分の誤りなど適正でないものがあった。

行政財産の目的外使用は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可するものであり、法令や例規にのっとり取扱うものである。根拠法令は何か、内容は適合しているかなど規定を改めて確認したうえで、必要な記載事項や書類を具備した適正な起案文書を作成していただきたい。

(2) 回収容器の取扱いについて

市の条例により飲料販売の自動販売機には回収容器の設置が義務付けられているが、使用申請書及び使用許可書に回収容器の設置や使用面積について記載されていないものが多く見受けられた。また、所管課によって回収容器の面積分を使用料に加算している場合と、加算していない場合とがあった。

回収容器に係る使用料等について、施設や所管課によって不均衡な取扱いとならないよう庁内で考え方を統一し、適切な事務処理を行っていただきたい。

(3) 指定管理者における事務手続について

指定管理者における自動販売機設置については、本市の『指定管理者制度の運用に関する方針』により、平成27年度から市全体で事務の取扱いが統一されている。

今回の監査で、指定管理者の収支決算書を確認したところ、手数料収入分と光熱費徴収分との内訳が不明瞭なものが多く見受けられた。また、1施設においては指定管理業務収支に計上すべき自動販売機に係る収入が未計上となっていた。

各所管課においては、事務に遺漏がないよう、指定管理者に対し改めて指導を行ってい

ただきたい。また、指定管理者制度を統括する総務部行政改革課においては、指定管理者の入札事務や決算事務に対するチェック体制が有効に機能するよう取り組まれない。

着眼点3 使用料の算定、減免の手続は適正か

(1) 使用料等の算定方式のルール化について

本市の自動販売機に係る使用料の算定は、大きく分けて5つの方式により行われている。平成22年に財政課管財室（現在の管財契約課）からは入札方式が推奨されていたが、その実施は一部にとどまっていた。

近隣都市の中には、通常の財産使用とは区別して、自動販売機設置に係る使用料算出方法等の手続をルール化されているところもある。本市においても公平性の確保と税外収入の増加を図る観点から、他自治体の事例も参考にしながら、施設の状況に応じた適正かつ有効な使用料の算定方法を検証し、改めて全庁的なルール化に向けて取り組んでいただきたい。

(2) 使用料等に係る消費税の取扱いについて

自動販売機設置による使用料等に係る消費税について、課税誤りや、認識が不十分なものが多く見受けられた。また、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、行政財産使用料条例で規定する使用料算定方法が改正されたことを受け、売上額方式を採用する一部施設において、売上額に乗ずる係数が改定されていたが、係数を据え置き、実質的に税抜使用料が引下げとなっている施設もあった。

消費税はサービスの受け手が最終的に負担することが原則である。一般会計に係る事業の消費税については、地方公共団体等に対する特例により全額控除されるが、市の支出においては消費税を支払っており、市の収入においても消費税の課税対象となるものには消費税を適正に課すことにより収入を確保する必要がある。

使用料等に係る消費税の取扱いについては、全般的に認識が不十分である事案が見受けられるため、公有財産事務の総合調整を行う財政部管財契約課が中心となり、職員研修の実施や、年度更新時において職員に周知するなど、効果的に注意喚起を行い、職員の消費税に対する認識を高め、適切な事務処理に努められたい。

(3) 行政財産使用料等の調定及び徴収について

行政財産使用料等の徴収は前納が原則であるが、後納や、年度末一括納入によるものが見受けられた。

使用許可と使用料の調定は、基本的には一体的な事務手続として行うべきものと考えられるので、早期に市の財源確保を図るためにも、使用料の徴収は適正かつ迅速な事務処理に努められたい。

また、光熱費負担金について年度末一括徴収としている事案があった。施設全体の光熱費については、市あるいは指定管理者において毎月支払っているため、できる限り早期徴収し、光熱費の回収を図るよう努められたい。

(4) 減免の取扱いについて

行政財産使用料の減免の決定については、行政財産使用料条例に対象となる相手方や用途が規定されている。

今回の監査において、規定に該当しない相手方に対し、設置経緯等を理由として減免している事案があった。

減免の取扱いについては、基準を明確にし、外部から見て不均衡あるいは不適切な取扱いとみなされることがないように十分に留意いただきたい。

着眼点4 自動販売機の機能について配慮されているか

(1) 環境や利用者にやさしい機能の活用について

自動販売機の機能としては、環境に配慮したノンフロン型、誰でも利用しやすいよう配慮したユニバーサルデザイン型など、年々進化したものが登場している。

本市の公有財産に設置されている自動販売機についても、付加機能が一定程度活用されていることが確認できた。

今後も、環境や利用者にやさしい機能を持った、公共施設に設置するにふさわしい自動販売機の活用を検討されたい。

(2) 自動販売機の付加機能の活用について

災害時に避難所となる一部の施設には、災害時における飲料無償提供機能や災害情報等掲載機能を持った自動販売機が、市全体で56台設置されていた。

全国的には、AED（自動体外式除細動器）や防犯カメラなど、地域の安全・安心に役立つ機能を持った自動販売機もあり、単に施設の利便性向上だけでなく、様々な付加機能の活用が行われている事例もある。

費用対効果の観点から十分な検証は必要であるが、自動販売機を有用なツールとして多角的視点から可能性を探り、施設特性に応じた機能の活用を検討されたい。

むすび

今回の行政監査は、公有財産における自動販売機の設置状況を明らかにするとともに、設置に係る財産事務が適正に行われているか確認した。

行政財産の目的外使用許可をはじめとした事務については、取扱いに差異があるものが多く見受けられた。公平性や合理性の観点から市全体の統一的な基準の策定が望まれるため、各事務の統括部署においては早期に検討いただきたい。

市全体の自動販売機設置台数は259台と多く、実質的な使用料等の収入額は年間3千万円を超え、市の貴重な財源となっている。また、災害時等における対応機能を持ったものもあり、今後の工夫や活用によっては更なる収入の増加や付加価値が生じるものと思われる。

今回の監査結果を踏まえ、市の貴重な財産を最大限かつ有効に活用した取組を推進されることを期待する。

参考資料

資料 1 . . . 自動販売機設置数（課別）

資料 2 . . . 自動販売機設置箇所一覧表

資料1 自動販売機設置数（課別）

No.	部局	課	施設数	件数	台数	構成比率
1	総合政策部		30	30	31	12.0%
		政策企画課	1	1	2	0.8%
		自治振興課	26	26	26	10.0%
		交通政策課	3	3	3	1.2%
2	財政部		6	7	9	3.5%
		管財契約課	6	7	9	3.5%
3	健康福祉部		5	12	22	8.5%
		高齢者福祉課	2	2	3	1.2%
		健康増進課	3	10	19	7.3%
4	市民文化部		41	62	100	38.6%
		市民活動支援課	2	3	3	1.2%
		出雲中央図書館	3	3	3	1.2%
		文化スポーツ課	32	52	87	33.6%
		文化財課	4	4	7	2.7%
5	経済環境部		16	26	51	19.7%
		産業政策課	1	1	1	0.4%
		観光課	12	20	45	17.4%
		環境政策課	2	2	2	0.8%
		環境施設課	1	3	3	1.2%
6	農林水産部		3	3	4	1.5%
		農業振興課	3	3	4	1.5%
7	都市建設部		9	11	22	8.5%
		都市計画課	9	11	22	8.5%
8	教育部		3	3	5	1.9%
		学校給食課	2	2	2	0.8%
		出雲科学館	1	1	3	1.2%
9	消防本部		7	9	10	3.9%
		消防総務課	5	7	8	3.1%
		警防課	2	2	2	0.8%
10	上下水道局		1	1	1	0.4%
		経営企画課	1	1	1	0.4%
11	総合医療センター		1	2	4	1.5%
		病院総務課	1	2	4	1.5%
	合計	22課	122	166	259	100.0%

資料2 自動販売機設置箇所一覧表

No.	部名	課名	設置場所				自動販売機				災害対応	許可等の状況		相手方				使用料・貸付料		光熱費				減免割合				
			施設区分	施設名称	土地建物	指定管理施設	種別	台数(台)	設置面積(m ²)	回収容器数(個)		無償提供機能(台)	モバイル搭載(台)	許可等の方法	手続の根拠法令	団体区分				年額(円) ※令和2年度見込	算定方法	負担の方法						
																公共団体	民間企業等	指定管理者	左記以外			直接契約	子契約		定額	指定管理者	その他	
1	総合政策部	政策企画課	⑩その他行政施設	出雲国際交流会館	建物	○	飲料	2	1.48	4	2	使用許可	法238の4⑦ 財産規則19①1号	○				10,888	売上額		○							
2	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	四郷コミュニティセンター	建物		飲料	1	1.07	1	1	使用許可	同上	○				37,000	売上額			○						
3	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	今市コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.73	1	1	使用許可	同上	○				24,000	売上額			○						
4	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	高松コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				23,000	売上額			○						
5	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	高浜コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				27,000	売上額			○						
6	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	川跡コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				31,000	売上額			○						
7	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	蕎麦コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				38,000	売上額			○						
8	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	稗原コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				24,000	売上額			○						
9	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	朝山コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				23,000	売上額			○						
10	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	西田コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				27,000	売上額			○						
11	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	鵜淵コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				9,000	売上額			○						
12	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	久多美コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				29,000	売上額	○								
13	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	檜山コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				5,300	売上額			○						
14	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	東コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.73	1	1	使用許可	同上	○				47,000	売上額			○						
15	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	伊野コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				29,000	売上額			○						
16	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	窪田コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				48,000	売上額			○						
17	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	荒木コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				13,000	売上額			○						
18	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	遙塚コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				38,000	売上額			○						
19	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	日御碕コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				21,000	売上額			○						
20	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	荘原コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				17,000	売上額			○						
21	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	阿宮コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.76	1	1	使用許可	同上	○				26,000	売上額			○						
22	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	伊波野コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.73	1	1	使用許可	同上	○				27,000	売上額			○						
23	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	直江コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.85	1	1	使用許可	同上	○				21,000	売上額			○						
24	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	久木コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.73	1	1	使用許可	同上	○				20,000	売上額			○						
25	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	出東コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.73	1	1	使用許可	同上	○				16,000	売上額			○						
26	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	多伎コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.86	1	1	使用許可	同上	○				16,000	売上額			○						
27	総合政策部	自治振興課	⑨コミュニティセンター	出西コミュニティセンター	土地		飲料	1	0.86	2	1	使用許可	同上	○				20,000	売上額			○						
28	総合政策部	交通政策課	⑩その他行政施設	平田生活バスターミナル	土地		飲料	1	0.86	2		使用許可	同上	○				67,000	売上額			○						
29	総合政策部	交通政策課	⑩その他行政施設	小田駅待合所	土地		飲料	1	0.649	1		使用許可	同上	○				19,000	売上額	○								
30	総合政策部	交通政策課	⑩その他行政施設	JR西出雲駅南口待合室	建物		飲料	1	1.14	2		使用許可	同上	○				85,000	売上額			○						
31	財政部	管財契約課	①庁舎	本庁舎	建物		飲料	1	2.26	2		貸付契約	法238の4② 財産規則24の2	○				637,992	入札			○						
32	財政部	管財契約課	①庁舎	本庁舎	建物		飲料	3	7.85	3		貸付契約	同上	○				1,642,080	入札			○						
33	財政部	管財契約課	①庁舎	北部庁舎	土地		飲料	1	1.38	1		使用許可	法238の4⑦ 財産規則19①1号	○				6,503	評価額			○						
34	財政部	管財契約課	①庁舎	平田行政センター	建物		飲料	1	1.072	1	1	使用許可	同上	○				38,988	売上額			○						
35	財政部	管財契約課	①庁舎	佐田行政センター	建物		飲料	1	1.072	1	1	使用許可	同上	○				25,012	売上額			○						
36	財政部	管財契約課	①庁舎	湖陵行政センター	土地		飲料	1	1.072	1	1	使用許可	同上	○				27,612	売上額			○						
37	財政部	管財契約課	①庁舎	大社行政センター	建物		飲料	1	1.072	1	1	使用許可	同上	○				28,878	評価額			○						
38	健康福祉部	高齢者福祉課	⑤医療・健康・福祉	出雲市佐田老人福祉センター「潮の井荘」	建物	○	飲料	1	0.65	1		使用許可	同上					0	その他				○					100%
39	健康福祉部	高齢者福祉課	⑤医療・健康・福祉	出雲市南部福祉センター	土地	○	飲料	2	2.3	2		使用許可	同上					413	評価額	○								
40	健康福祉部	健康増進課	⑤医療・健康・福祉	すばーく出雲	土地		飲料	1	0.91	1		使用許可	同上	○				916	評価額			○						
41	健康福祉部	健康増進課	⑤医療・健康・福祉	出雲平成温泉	建物	○	飲料	3	5.01	3		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
42	健康福祉部	健康増進課	⑤医療・健康・福祉	出雲平成温泉	建物	○	アイスクリーム	1	1.67	1		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
43	健康福祉部	健康増進課	⑤医療・健康・福祉	出雲平成温泉	土地	○	飲料	3	5.01	3		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
44	健康福祉部	健康増進課	⑧文化・スポーツ	出雲ゆうプラザ	建物	○	飲料	3	4.05	3		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
45	健康福祉部	健康増進課	⑧文化・スポーツ	出雲ゆうプラザ	建物	○	アイスクリーム	1	1.67	1		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
46	健康福祉部	健康増進課	⑧文化・スポーツ	出雲ゆうプラザ	建物	○	菓子	2	1.28	0		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
47	健康福祉部	健康増進課	⑧文化・スポーツ	出雲ゆうプラザ	建物	○	飲料	3	1.953	3		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
48	健康福祉部	健康増進課	⑧文化・スポーツ	出雲ゆうプラザ	建物	○	パン	1	0.723	1		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
49	健康福祉部	健康増進課	⑧文化・スポーツ	出雲ゆうプラザ	建物	○	アイスクリーム	1	0.8	1		使用許可	同上	○				0	その他				○					100%
50	市民文化部	市民活動支援課	⑧文化・スポーツ	さんびーの出雲	建物	○	飲料	1	0.8	2	1	使用許可	同上	○				0	その他				○					100%

資料2 自動販売機設置箇所一覧表

No.	部名	課名	設置場所				自動販売機				災害対応	許可等の状況		相手方				使用料・貸付料		光熱費				減免割合		
			施設区分	施設名称	土地建物	指定管理施設	種別	台数(台)	設置面積(m ²)	回収容器数(個)		無償提供機能(台)	モバイル搭載(台)	許可等の方法	手続の根拠法令	団体区分				年額(円) ※令和2年度見込	算定方法	負担の方法				
																公共的団体	民間企業等	指定管理者	左記以外			直接契約	子-ター		定額	指定管理者
51	市民文化部	市民活動支援課	⑧文化・スポーツ	さんびーの出雲	土地	○	飲料	1	0.8	2	1	使用許可	同上	○				51,000	売上額			○				
52	市民文化部	市民活動支援課	⑩その他行政施設	出雲市総合ボランティアセンター	建物		飲料	1	1.07	2	1	1	使用許可	同上	○			6,776	売上額			○				
53	市民文化部	出雲中央図書館	⑥図書館・博物館	出雲中央図書館	建物		飲料	1	0.864	2	1		使用許可	同上	○			84,000	売上額			○				
54	市民文化部	出雲中央図書館	⑥図書館・博物館	平田図書館	建物		飲料	1	1.0718	1	1	1	使用許可	同上	○			26,690	売上額			○				
55	市民文化部	出雲中央図書館	⑥図書館・博物館	ひかわ図書館	建物		飲料(カップ)	1	2.2	2			使用許可	同上	○			79,564	評価額			○				
56	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲市民会館	建物	○	飲料	2	1.53	3	2		使用許可	法238の4⑦ 財産規則19①5号	○			27,078	売上額				○			
57	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲市民会館	建物	○	飲料	2	1.74	3			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
58	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	ビッグハート出雲	建物	○	飲料	2	1.69	3	2		使用許可	同上	○			58,373	売上額				○			
59	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	ビッグハート出雲	建物	○	飲料	1	1台	1			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
60	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	ビッグハート出雲	建物	○	飲料	1	0.86	2			使用許可	同上	○			27,860	評価額				○			
61	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平田文化館	建物	○	飲料	1	0.73	1	1		使用許可	同上	○			12,497	売上額				○			
62	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平田文化館	建物	○	飲料	1	0.74	1			使用許可	同上	○			12,914	評価額				○			
63	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平田文化館	建物	○	飲料	1	0.87	1			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
64	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	大社文化プレイスうらら館	建物	○	飲料	1	0.65	1			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
65	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	大社文化プレイスうらら館	建物	○	飲料	2	1.16	2			使用許可	同上	○			47,831	評価額				○			
66	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	スサノオホール	土地	○	飲料	1	0.73	1	1		使用許可	同上	○			17,716	売上額				○			
67	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	スサノオホール	土地	○	飲料	1	0.75	1			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
68	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲文化伝承館	土地	○	飲料	1	0.73	1	1		使用許可	同上	○			31,526	売上額				○			
69	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	斐川文化会館	土地		飲料	1	0.85	1	1		使用許可	同上	○			17,892	売上額				○			
70	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	斐川文化会館	土地		飲料	1	0.84	1			使用許可	同上		○		1,038	評価額			○				
71	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲交流会館	建物		飲料	1	0.87	1			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
72	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	アクティールひかわ	建物	○	飲料	2	1.39	1			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
73	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	アクティールひかわ	建物	○	飲料	1	0.76	1	1		使用許可	同上	○			15,445	売上額				○			
74	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲健康公園	土地	○	飲料	6	5.76	7			占用許可	出雲健康公園設管 条例34		○		0	評価額				○	100%		
75	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲健康公園	建物	○	飲料(カップ)	2	2.01	1			占用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
76	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲健康公園	建物	○	飲料	4	3.06	5			占用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
77	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲健康公園	土地	○	飲料	1	0.84	2			占用許可	同上		○		1,981	評価額				○			
78	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	長浜中央公園	土地	○	飲料	1	1台	3			占用許可	都市公園法6①	○			0	その他			○		100%		
79	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	長浜中央公園	土地	○	飲料	1	1台	3			占用許可	同上	○			0	その他			○		100%		
80	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	古志スポーツセンター	土地	○	飲料	1	0.86	1	1		使用許可	法238の4⑦ 財産規則19①5号	○			12,924	売上額				○			
81	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	古志スポーツセンター	土地	○	飲料	1	0.84	2			使用許可	同上		○		0	評価額				○	100%		
82	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	古志スポーツセンター	建物	○	飲料	1	1.2	2			使用許可	同上		○		0	評価額				○	100%		
83	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	サン・アドリティーズいずも	建物	○	飲料(うち カップ1)	3	2.52	3			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
84	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	出雲西部体育館	建物	○	飲料	1	0.64	2			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
85	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	湖陵体育センター	土地	○	飲料	1	0.86	3	1		使用許可	同上	○			39,157	売上額				○			
86	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	斐川第1体育館	建物	○	飲料	1	0.73	1	1		使用許可	同上	○			52,568	売上額				○			
87	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	斐川第1体育館	建物	○	飲料	3	1.92	2			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
88	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	斐川第2体育館	土地	○	飲料	1	0.76	1	1		使用許可	同上	○			31,081	売上額				○			
89	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	斐川第2体育館	建物	○	飲料	1	0.64	1			使用許可	同上		○		0	評価額				○	100%		
90	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	アクティールひかわ体育館	建物	○	飲料	1	0.73	1	1		使用許可	同上	○			27,199	売上額				○			
91	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	アクティールひかわ体育館	建物	○	飲料	2	1.47	1			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
92	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	佐田スポーツセンター	建物	○	飲料	1	0.87	2			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
93	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	上塩冶スポーツセンター	土地		飲料	1	0.67	1			使用許可	同上		○		938	評価額			○				
94	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	上塩冶スポーツセンター	建物		飲料	1	0.85	1	1		使用許可	同上	○			61,266	売上額				○			
95	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平成スポーツ公園	土地	○	飲料	1	1.17	1			使用許可	同上	○			0	評価額				○	100%		
96	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	神原運動広場	土地		飲料	1	1.08	3			使用許可	同上	○			497	評価額				○			
97	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	宍道湖公園	土地	○	飲料	3	3	2			占用許可	宍道湖公園設管条 例19①		○		0	その他			○		100%		
98	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	宍道湖公園	建物	○	飲料(うち カップ2)	5	5	5			占用許可	同上		○		0	その他			○		100%		
99	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平田愛宕山野球場	土地	○	飲料	4	4	3			占用許可	都市公園法6①		○		0	その他			○		100%		
100	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平田愛宕山プール	土地	○	飲料	1	1	1			占用許可	同上		○		0	その他			○		100%		

資料2 自動販売機設置箇所一覧表

No.	部名	課名	設置場所				自動販売機				災害対応	許可等の状況		相手方				使用料・賃付料		光熱費				減免割合		
			施設区分	施設名称	土地建物	指定管理施設	種別	台数(台)	設置面積(m ²)	回収容数(個)		無償提供機能(台)	メセジト搭載(台)	許可等の方法	手続の根拠法令	団体区分				年額(円) ※令和2年度見込	算定方法	負担の方法				
													公共的団体	民間企業等	指定管理者	左記以外	直接契約	子-ター	定額	指定管理者	その他					
101	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平田スポーツ公園	土地	○	飲料	4	4	5	1	○	占有許可	平田スポーツ公園設置条例5					0	その他	○					100%
102	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平田ニュースポーツ広場	土地	○	飲料	2	1.4	2			使用許可	法238の4⑦財産規則19①5号					0	評価額	○					100%
103	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	平田体育館	建物	○	飲料	3	3	4			使用許可	同上					0	評価額	○					100%
104	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	大社健康スポーツ公園	土地	○	飲料	2	2	2			使用許可	同上					0	評価額	○					100%
105	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	多伎体育館	土地		飲料	1	0.85	2	1		使用許可	同上					24,754	売上額			○			
106	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	多伎勤労者体育センター	土地		飲料	1	0.86	1	1		使用許可	同上					12,580	売上額			○			
107	市民文化部	文化スポーツ課	⑧文化・スポーツ	シーサイド運動公園	土地		飲料	1	0.86	1			使用許可	同上					304	評価額			○			
108	市民文化部	文化財課	⑥図書館・博物館	出雲弥生の森博物館	建物		飲料	2	2	2			使用許可	法238の4⑦財産規則19①1号					236,280	入札			○			
109	市民文化部	文化財課	③公園	西谷墳墓群史跡公園・出雲弥生の森	建物		飲料	2	3.64	2			使用許可	同上					326,040	入札			○			
110	市民文化部	文化財課	⑥図書館・博物館	荒神谷博物館	建物	○	飲料	2	1.51	2			使用許可	同上					0	その他	○					100%
111	市民文化部	文化財課	③公園	荒神谷史跡公園	建物	○	飲料	1	0.74	1			使用許可	同上					0	その他	○					100%
112	経済環境部	産業政策課	④産業・観光	出雲市斐川企業化支援センター	建物	○	飲料	1	0.73	1			使用許可	同上					0	その他	○					100%
113	経済環境部	観光課	④産業・観光	立久恵峽わかあゆの里	土地	○	飲料	2	2.6	4			使用許可	同上					0	その他	○					100%
114	経済環境部	観光課	④産業・観光	目田森林公園	建物	○	飲料	2	1.5	2			使用許可	同上					0	その他	○					100%
115	経済環境部	観光課	④産業・観光	見晴らしの丘公園	建物	○	飲料(酒類含1、カップ1)	2	1.15	1			使用許可	同上					0	その他	○					100%
116	経済環境部	観光課	④産業・観光	見晴らしの丘公園	土地	○	飲料	2	1.74	2			使用許可	同上					0	その他	○					100%
117	経済環境部	観光課	④産業・観光	見晴らしの丘公園	土地	○	飲料	1	0.59	1			使用許可	同上					0	その他	○					100%
118	経済環境部	観光課	④産業・観光	タラソテラピー施設	建物	○	飲料	1	1.08	1			使用許可	同上					0	その他	○					100%
119	経済環境部	観光課	④産業・観光	タラソテラピー施設	建物	○	飲料	1	0.53	1			使用許可	同上					0	その他	○					100%
120	経済環境部	観光課	④産業・観光	道の駅キララ多伎	土地	○	飲料	6	5.69	1			使用許可	同上					0	その他	○					100%
121	経済環境部	観光課	④産業・観光	道の駅キララ多伎	土地	○	飲料	1	0.85	1			使用許可	同上					0	その他	○					100%
122	経済環境部	観光課	④産業・観光	道の駅キララ多伎	建物	○	飲料(うちカップ2)、菓子1、たばこ1	7	5.7	2			使用許可	同上					0	その他	○					100%
123	経済環境部	観光課	④産業・観光	ご縁広場	土地	○	飲料	4	5.5	3			使用許可	同上					0	その他	○					100%
124	経済環境部	観光課	④産業・観光	みせん広場	土地		飲料	2	3	2			その他	-					33,837	売上額	○					
125	経済環境部	観光課	④産業・観光	日御駐車場前トイレ	土地		飲料	1	1.2	1			使用許可	法238の4⑦財産規則19①1号					1,444	評価額			○			
126	経済環境部	観光課	④産業・観光	ひかわ美人の湯	土地	○	飲料	2	1.98	2			使用許可	同上					0	その他				○		100%
127	経済環境部	観光課	④産業・観光	ひかわ美人の湯	建物	○	飲料(うちカップ1)	2	0.88	1			使用許可	同上					0	その他				○		100%
128	経済環境部	観光課	④産業・観光	ひかわ美人の湯	建物	○	乳類(瓶)	1	0.47	1			使用許可	同上					0	その他				○		100%
129	経済環境部	観光課	④産業・観光	ひかわ美人の湯	建物	○	飲料(うちカップ1)	2	1.52	3			使用許可	同上					0	その他				○		100%
130	経済環境部	観光課	④産業・観光	道の駅湯の川	土地	○	飲料	4	3.96	5			使用許可	同上					0	その他	○					100%
131	経済環境部	観光課	④産業・観光	いりすの丘公園	土地		飲料	1	1.215	1			使用許可	同上					164	評価額			○			
132	経済環境部	観光課	④産業・観光	すさのおの郷	土地	○	飲料	1	0.84	2			使用許可	同上					0	その他	○					100%
133	経済環境部	環境政策課	⑩その他行政施設	出雲斎場	建物		アイスクリーム	1	1	1			使用許可	同上					0	評価額				○		100%
134	経済環境部	環境政策課	⑩その他行政施設	湖西斎場	建物		飲料	1	1	1			使用許可	同上					60,000	手数料			○			
135	経済環境部	環境施設課	⑩その他行政施設	出雲エネルギーセンター	土地		飲料	1	1	3			使用許可	同上					6,700	売上額			○			
136	経済環境部	環境施設課	⑩その他行政施設	出雲エネルギーセンター	土地		飲料	1	1	3			使用許可	同上					87,000	売上額			○			
137	経済環境部	環境施設課	⑩その他行政施設	出雲エネルギーセンター	建物		飲料	1	1	3			使用許可	同上					70,000	売上額			○			
138	農林水産部	農業振興課	⑩その他行政施設	トキ分散飼育センター	土地		飲料(菓子含)	1	0.769	3			使用許可	同上					0	評価額			○			100%
139	農林水産部	農業振興課	③公園	出雲市今在家農村公園	土地	○	飲料	1	1.44	1			使用許可	同上					0	売上額				○		100%
140	農林水産部	農業振興課	③公園	出雲市飯の原農村公園	土地	○	飲料	2	2.7	2			使用許可	同上					0	売上額				○		100%
141	都市建設部	都市計画課	③公園	真幸ヶ丘公園	土地	○	飲料	2	1.8	4			その他	都市公園法2②7号都市公園法5					0	その他				○		100%
142	都市建設部	都市計画課	③公園	愛宕山公園	土地	○	飲料	3	2.2	3			その他	同上					0	その他	○					100%
143	都市建設部	都市計画課	③公園	手引ヶ丘公園	土地建物	○	飲料	5	3.9	5			その他	出雲市普通公園条例3					0	その他	○					100%
144	都市建設部	都市計画課	③公園	湖陵総合公園	土地	○	飲料	1	0.8	1			その他	都市公園法2②7号都市公園法5					0	その他				○		100%
145	都市建設部	都市計画課	③公園	斐川公園	土地	○	飲料	5	4.9	6			その他	同上					0	その他				○		100%
146	都市建設部	都市計画課	③公園	神西新町遊歩道	土地		飲料	1	0.9	2			その他	出雲市普通公園条例3					5,280	その他	○					
147	都市建設部	都市計画課	③公園	一の谷公園	土地		飲料	1	0.8	1			その他	都市公園法2②7号都市公園法5					5,280	その他	○					
148	都市建設部	都市計画課	③公園	一の谷公園	土地		飲料	1	1.6	1	1		その他	同上					5,280	その他	○					
149	都市建設部	都市計画課	③公園	一の谷公園	土地		飲料	1	0.8	1			その他	同上					5,280	その他			○			
150	都市建設部	都市計画課	③公園	半分公園	土地		飲料	1	0.8	1			その他	同上					5,280	その他			○			

資料2 自動販売機設置箇所一覧表

No.	部名	課名	設置場所				自動販売機				災害対応		許可等の状況		相手方				使用料・貸付料		光熱費					減免割合		
			施設区分	施設名称	土地建物	指定管理施設	種別	台数(台)	設置面積(m ²)	回収容器数(個)	無償提供機能(台)	モバイル搭載(台)	許可等の方法	手続の根拠法令	団体区分				年額(円) ※令和2年度見込	算定方法	負担の方法							
															公共的団体	民間企業等	指定管理者	左記以外			直接契約	子メーター	定額	指定管理者	その他			
151	都市建設部	都市計画課	③公園	くすのき広場	土地		飲料	1	0.8	1			その他	同上				○	5,280	その他	○							
152	教育部	学校給食課	⑦教育	出雲学校給食センター	建物	飲料	1	0.788	1			使用許可	法238の4⑦ 財産規則19①1号	○				48,840	入札	○								
153	教育部	学校給食課	⑦教育	斐川学校給食センター	建物	飲料	1	0.81	1			使用許可	同上	○				0	評価額	○								100%
154	教育部	出雲科学館	⑦教育	出雲科学館	建物	飲料	3	3.5	4			使用許可	出雲科学館設管条例6	○				660,000	入札	○								1/12
155	消防本部	消防総務課	①庁舎	本部庁舎	建物	飲料	1	1	1			使用許可	法238の4⑦ 財産規則19①1号	○				19,343	評価額	○								
156	消防本部	消防総務課	①庁舎	本部庁舎	建物	飲料(カップ)	1	1	1			使用許可	同上	○				19,343	評価額	○								
157	消防本部	消防総務課	①庁舎	本部庁舎	建物	飲料、カップ種	2	2	1			使用許可	同上	○				127,421	売上額	○								
158	消防本部	消防総務課	①庁舎	出雲西消防署本署	建物	飲料	1	1	1			使用許可	同上	○				18,489	評価額	○								
159	消防本部	消防総務課	①庁舎	斐川消防署	建物	飲料	1	1	1			使用許可	同上	○				11,447	評価額	○								
160	消防本部	消防総務課	①庁舎	平田消防署	建物	飲料	1	1	1			使用許可	同上	○				21,617	評価額	○								
161	消防本部	消防総務課	①庁舎	大社消防署	土地	飲料	1	1	1			使用許可	同上	○				1,436	評価額	○								
162	消防本部	警防課	⑩その他行政施設	小田多岐分団第2部格納庫	土地	飲料	1	1	1			使用許可	同上	○				2,016	評価額	○								
163	消防本部	警防課	⑩その他行政施設	西須佐分団第1部コミュニティ消防センター	土地	飲料	1	1	1			使用許可	同上	○				2,997	評価額	○								
164	上下水道局	経営企画課	①庁舎	上下水道局舎	建物	飲料	1	0.8	2			使用許可	同上	○				82,800	売上額	○								
165	総合医療センター	病院総務課	⑤医療・健康・福祉	出雲市立総合医療センター	建物	飲料(うちカップ1)	3	15	2			使用許可	同上	○				263,567	評価額	○								
166	総合医療センター	病院総務課	①庁舎	出雲市立総合医療センター	建物	飲料	1	1.4	1			使用許可	同上	○				105,600	入札	○								
計							259	258.1	288	56	7			18	82	59	7	6,268,092		35	38	38	54	1				

※「手続の根拠法令」の凡例について

「法」…地方自治法、「財産規則」…出雲市財産規則、「設管条例」…設置及び管理に関する条例

(例) 19①とあるのは第19条第1項を示す。